

2020年3月31日

高知市議会議長 田鍋 剛 様

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者名 下本 文雄 

第4四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	1,439,767
第 4 四 半 期 政 務 活 動 費	2,100,000
利 息	8
合 計	3,539,775

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	11,469
研 修 費	299,983
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	295,460
広 報 広 聴 費	442,352
人 件 費	
事 務 諸 費	211,144
合 計	1,260,408

3 収支差引額 (繰越額)

金

2,279,367 円

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 21日(金)	
	支出先	株式会社 とさでんトラベル	
	目的・内容 ・結果等	2月12日～13日 姫路市・高槻市視察取消料 11,469円	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	別紙のとおり	11,469
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

No. 048380

領収証

令和 2 年 2 月 2 / 日
~~平成~~

島崎保臣様

金額

			¥	1	1	4	6	9		

但 2/12~13 姫路市・高槻市視察
取消料として

内訳

<input checked="" type="checkbox"/> 現金	¥
<input type="checkbox"/> 小切手	¥
<input type="checkbox"/>	No.
No.	
出発日	ツアーコード

上記金額領収いたしました



株式会社 **とさてん** トラベル

高知市知寄町2丁目2-41 (知寄町マンション)
TEL <088> 882-0111, FAX <088> 883-2877



2020年2月19日

高知市議会議長

田 鍋 剛 様

市議会議員 島崎保臣



2020年2月12日～13日にかけて行われた広報委員会の視察につきまして、下記の理由により出席することができませんでしたので、その旨ご報告します。

記

2020年2月10日に[]が高知赤十字病院を受診したところ、[]
[]10日～13日まで入院。その間、私が入退院の手続きと看護、育児を行ったため。

以上

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

	期間又は月日	1月27日(月)～1月28日(火)	
	支出先	(株)自治体研究社等	
活動内容等	目的・内容・結果等	<p><目的> 第49回市町村議会議員研修会in東京(会場：TKP神田ビジネスセンター=千代田区神田美土代町)に参加し、2020年度政府予算案から国の地方自治政策の方向性などを学び、本市における今後の課題について政策立案に関わる情報を得る。</p> <p><内容> ○1月27日(月)13時～16時50分 全体会「自治体財政の基礎と2020年度予算」(講師：森 裕之=立命館大学・教授) ○1月28日(火)9時30分～16時 ※以下のテーマから一つを選び受講(◎)。 選科A「国保・地域医療再編の動向と自治体」(講師：長友薫輝=津市立三重短期大学・教授) 選科B「『自治体戦略2040構想』と公共サービスの民営化」(講師：尾林芳匡=八王子合同法律事務所・弁護士) ◎選科C「地域公共交通にどのように取り組むべきか～高齢化・人口減少でも住民を元気にする実践から」(講師：西村 茂=金沢大学・名誉教授)</p> <p><結果等>別紙のとおり</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	参加費：28,940円(受講料28,500+振込手数料440)、 旅費・交通費等：52,340円(往復航空機1泊2日パック:41,300・電車等:3,040・日当:3,000×2日・食卓費:2,000)	81,280
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	81,280
	領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>4</u> 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

参考様式1 視察に係る旅費交通費（規則様式第8号別紙）

別紙

視察に係る旅費交通費

月日	区 間 宿 泊 先	交通手段 支払区分	計算式・積算基準等	金 額 (円)
1/27	高知駅前 ～高知龍馬空港	バス	回数券@690×2 ①	1,380
〃	高知龍馬空港 ～羽田空港	JAL490 便	1泊2日往復パック※	41,300
〃	羽田空港第一ビル ～浜松町	東京モノレール	@500②	500
〃	浜松町～東京	JR 山手線	@160③	160
〃	東京～淡路町	東京メトロ	@170④	170
〃	TKP 神田ビジネス センター	受講料	会員 28,500、手数料 440	28,940
1/28	淡路町～東京	東京メトロ	@170④	170
〃	東京～浜松町	JR 山手線	@160③	160
〃	浜松町～羽田空港 第一ビル	東京モノレール	@500②	500
〃	羽田空港 ～高知龍馬空港	JAL499 便	上記※に含む	—
〃	高知龍馬空港 ～高知駅前	バス	上記①に含む	—
1/27 ～28	1泊2日	日当	@3,000×2日	6,000
〃	〃	食卓費	@2,000×1日	2,000
合 計				81,280円

※ 支出を伴わない移動（徒歩、相手方による送迎等）は記載不要。

※ 旅費は、高知市役所を出発地として計算。

規則様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	金3,040円也
内容	① 高知駅～高知龍馬空港（バス往復料金） ② 羽田空港第一ビル駅～浜松町駅（東京モノレール） ③ 浜松町駅～東京駅（JR 山手線） ④ 東京駅～淡路町駅（東京メトロ）
支払先	とさでん交通、東京モノレール、JR 東日本、東京メトロ
支払年月日	2020年1月27日（月）～1月28日（火）
理由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他（下記のとおり） 参考様式1「視察にかかる旅費交通費」の①、②、③および④ 計3,040円[(①690+②500+③160+④170) ×往復] ⇒乗車時に自動券売機で購入のため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。


上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 下本 文雄 様

2020年 2月28日

依頼者氏名

淡口 佳寿子 

上記のとおり支払ったことを証明します。

2020年 2月28日

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 下本 文雄 

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 440円也
内 容	「第49回市町村議会議員研修会 in 東京 (2020年1月27日・28日)」の受講料振り込み手数料
支 払 先	(株) 四国銀行
支 払 年 月 日	2020年1月7日(火)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり) 四国銀行ATMを利用して振り込んだため、領収書が発行されず、ご利用明細票しか無いため

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄 様

2020年1月7日

依頼者氏名 浜口 佳寿子



上記のとおり支払ったことを証明します。

2020年1月7日

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄



規則様式第 8 号(第 6 条関係)

行政視察報告書

報告者氏名 (視察代表者) 浜口 佳寿子



1 視察者氏名

浜口 佳寿子			

2 視察期間 2020年 1月27日 ~ 2020年 1月28日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
1月27日(月) TKP 神田ビジネス センター (千代田 区神田美土代町)	第49回市町村議会議員研 修会 in 東京に出席 2020 年度政府予算案から国の地 方自治政策の方向性などについ て学び、本市における今後の課 題や政策立案に関わる情報を得 るため	別紙のとおり
1月28日(火) 同 上	同 上	同 上
月 日()		

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は, 別紙のとおり。

(別紙)「第49回市町村議会議員研修会 in 東京」出席報告

[目的]

2020年1月27日(月)～28日(火)、自治体問題研究所が主催する第49回市町村議会議員研修会 in 東京(会場:TKP神田ビジネスセンター=千代田区神田美土代町)に参加し、2020年度政府予算案から国の地方自治政策の方向性などを学び、本市における今後の課題について政策立案に関わる情報を得る。

[参考となった事項および考察]

<日程>

○1月27日(月)13時～16時50分

全体会「自治体財政の基礎と2020年度予算」(講師:森 裕之=立命館大学・教授)

○1月28日(火)9時30分～16時

※以下のテーマから一つを選び受講(◎選科Cを選択)。

選科A「国保・地域医療再編の動向と自治体」(講師:長友薫輝=津市立三重短期大学・教授)

選科B「『自治体戦略2040構想』と公共サービスの民営化」(講師:尾林芳匡=八王子合同法律事務所・弁護士)

◎選科C「地域公共交通にどのように取り組むべきか～高齢化・人口減少でも住民を元気にする実践から」(講師:西村 茂=金沢大学・名誉教授)

<参考となった事項等>

1日目の全体会では、森裕之氏(立命館大学・教授)から「自治体財政の基礎と2020年度予算」について講義が行われた。

現在、全国のほとんどの自治体が国から地方交付税を受けている交付団体である。2020年度政府予算案では、交付団体の一般財源確保のための予算を前年度の1.1兆円上回る61.8兆円を確保したが、その内0.4兆円分は「地域社会再生事業費(仮称)」として地方法人税の偏在是正措置による財源を活用するとしている。消費税率が8%に引き上げられた時にも、法人住民税法人税割の地方交付税原資化が行われており、地方法人税の税収が大きい自治体への影響は否めない。そのため、今後の自治体の財政運営には、昨年10月の消費税10%引き上げに伴う、地方消費税交付金による税収の増加額などへの対応が求められる。森氏は、それぞれの自治体が必要な対応を行うためにも自治体財政の基本的な流れやしきみを学ぶ重要性を強調し、地方財政について具体例を挙げながら、丁寧で詳細な説明がされ、理解を深めることができた。

森氏は、今後の自治体財政の運営には、地方創生、社会保障、防災・減災まちづくりなどにおける創造的・能動的な実践が求められており、例えば地方共生社会・コンパクトシティなど自治体政策の軸を定め、短期的・中期的に政策的・政治的な判断を行うこと、そして住民に対して裁量的かつ複雑になった自治体政策・財政運営についての説明責任を果たし、合意形成に力を注ぐ重要性を強調された。本市でも今後さらに、このような視点をもった財政運営が求められていると思った。

2日目の分科会では、選科C「地域公共交通にどのように取り組むべきか～高齢化・人口減少でも住民を元気にする実践から」を受講し、高齢化・人口減少が進む全国の端っこである半島という半島を回って、住民を元気にする地域公共交通の実践の調査・研究している西村茂氏(金沢大学名誉教

授) から、現在の法制度、財政状況の下での地方の公共交通施策について、具体的な取り組み事例を挙げたお話を伺った。

現在、人の寿命は延びたものの、長寿は必ずしも健康な人生を意味するものではなく、結果として、移動困難な人の数も増加している。しかし、高齢者が可能な限り自分で自分の面倒をみられることは、自治体にも高齢者にとっても有益である。元気な高齢者(アクティブシニア)が自ら移動し、自立して暮らすには、「つながり」が重要で、そのためには交通網が不可欠と言える。これからの自治体の「交通」政策では、高齢者を一律に「弱者」と捉えるのではなく、アクティブシニアという多様な存在に配慮した、丁寧な施策が必要である。

また、近年、高齢者の運転は危険という認識が一般化し、免許返納が推奨されているが、死亡事故件数(免許保有者10万人当たり)でみると、85歳以上が16.3件で1位ではあるが、それ以下の年代は高いわけではなく、年々事故率は減少している。国立長寿医療研究センターによると、運転を中止した高齢者が要介護状態になる危険性は運転し続けた人の約8倍で、高齢者が安全に運転できる寿命を延ばす重要性を指摘していることから、高齢者の外出対策(外出支援、公共交通の充実)と免許返納は一体に考えねばならず、性急にすすめるべきではない。

そのためにも移動の自由を保障する公共交通が重要になるが、例えば、1日63万人を運ぶ東京都営バスでも、80系統が赤字で、黒字は47系統しかなく、年間収入390億円ありながら6.3億円の赤字である。海外では公共交通事業者の地域独占が認められているが、日本は競争することで運賃が低く抑えられるとの考えから、地域独占が認められていないことから、複数の事業者が競争し、そのために、人口密度の高い大都市ですらバス事業は利益を生み出すものとなっていない。

一方、収益性が低い農村部では競争自体がなく、ルートや本数を厳選せざるをえず、そのために利用者が減少し、さらに自家用車への依存度が高くなる悪循環が生じているが、だからこそ運転しない高齢者も含めて、住民が行きたい時に行きたい所へ自力で行ける手段の整備(移動の確保)が求められる。

全国では、移動の自由を保障するため、隙間を埋めるサービスを導入すると同時に、全体をつなげる体系化として、高知市でも導入されたデマンド交通と路線バスの組み合わせや、スクールバスに一般客を乗せて走る等の工夫が行われている。過疎地では、2006年道路運送法改正で自家用車による有償運送が可能となり、社会福祉協議会やNPO法人による導入が広がっているが、実態はボランティア頼みで、事業の継続性など多くの課題があることが指摘された。

公共交通のあり方は、地方の実情によってそれぞれ異なるものであるが、住民の健康寿命を伸ばすことに直結するものであることから考えても、重要な課題であると再認識した。本市でも高齢化、人口減少を見据え、本市に適した公共交通の在り方について、今後、さらに具体的な検討を行わねばならない。

領収証

日本共産党 高知市議団 様

¥28,500—

但、第49回市町村議会議員研修会 in 東京(2020年1月27日・28日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名：浜口 佳寿子 様)

2020年 1月 7日

株式会社自治体

代表取締役

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4階

電話番号 03-3235-5941



〈四銀〉キャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。



お取引日 02-01-07 取扱店番 0104 00PO 9492

銀行番号 支店番号 口座番号

取引区分 お支払 お取引金額 ¥28,500

お取引後の残高

お支払可能残高

5千円	1千円	500円	100円	50円
100	50	10	手数料	返つり
				¥440

お受取人
三菱UFJ銀行
新宿通支店
普通0006815
カ) ジチタイケンキョウシヤ 様

ご依頼人
112 ハマクチカズコ 様

088-823-9404

09:41

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

当日、本票を受付でご提示ください。

第49回市町村議会議員研修会 in 東京 参加票

高知 高知市

浜口 佳寿子様 (No. 112)

タイムスケジュールとお申し込み状況

月日	時間帯	演題など		申込状況
〈1日目〉 1月27日 (月)	12:00～	受付	TKP 神田ビジネスセンター(階 号室)	全体会
	13:00～16:50	講演	議員のための地方財政のしくみと2020年度政府予算 (講師:森 裕之) 会場:TKP 神田ビジネスセンター 3階 C301	
〈2日目〉 1月28日 (火)	9:15～	開場	1日目からご参加の場合は改めての受付はございません。 2日目からご参加の場合は各階スタッフにお声掛けください。資料集をお渡しいたします。	
	9:30～12:00	選科A	国保・地域医療再編の動向と自治体サービス (講師:長友 薫輝) 会場:TKP 神田ビジネスセンター 6階 C604	
		選科B	「自治体戦略2040構想」と公共サービスの民営化 (講師:尾林 芳匡) 会場:TKP 神田ビジネスセンター 5階 C502	
		選科C	地域公共交通における自治体の役割 (講師:西村 茂) 会場:TKP 神田ビジネスセンター 5階 C501	○
	12:00～13:00	昼休憩	各自、ご自由にお召し上がりください。	
	13:15～16:00	各選科	午前中からの続き	

参加区分	会員・市区議会議員
参加費(受講料)	28,500円
費用合計	28500円
ご入金済額(振込日)	28500円(1月7日)

※本票は2020年1月15日17:00時点で作成していますので、それ以降にご入金やキャンセル・変更などのご連絡をいただいた場合は反映できていませんことをご了承ください。 自治体研究社

第49回市町村議会 議員研修会 in 東京

新しい発見が、 新しい政策をつくる

写真提供 / (公財)東京観光財団 都心空撮

2020年1月27日(月)・28日(火) 会場:TKP神田ビジネスセンター

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町3-2 神田アベビル3~8F TEL 03-5217-5577

1日目 全体会 13:00~16:50 (休憩・質疑含む)

講演 自治体財政の基礎と
2020年度予算



森 裕之 立命館大学教授

2020年度政府予算案の概要を解説しポイントを整理します。そこから自治体が今後の財政運営においてどのような対応が必要なのかを考えていきます。その際に必要となるのが、自治体財政のしくみと運用に関する知識です。この知識を欠いたままでは、予算や決算をみても感覚的にしか捉えられないこととなります。本講演では、地方財政・自治体財政のしくみを丁寧にわかりやすく解説します。立案した政策を説明するとき、財政のしくみをより深く理解していれば説得力が違います。議員力が身につく地方財政講座です。

2日目 選科3コース 9:30~16:00 (休憩・質疑含む)

選科A ● 選科A・B・Cのいずれかをお選びいただけます。

国保・地域医療再編の動向と自治体



長友 薫輝 津市立三重短期大学教授

国保・社会保障をめぐる政策動向の現況をふまえ、これからの地域医療を考えます。国保の都道府県単位化が動きだし間もなく2年。進捗状況と連動する地域医療の課題も具体的に見えてきました。2019年9月に再編統合リストに挙げられた全国424の公立・公的病院をはじめとする事例から実態を学びつつ、地域でつくる社会保障のあり方・視点を再考し、地域医療をつくるヒントにしてください。



都心空撮

選科B ● 「自治体戦略2040構想」と
公共サービスの民営化



尾林 芳匡 八王子合同法律事務所弁護士
(水道・PFIなどアウトソーシング関連著作多数)

自治体再編の流れのなか、政府は公共サービスの民営化にむけて、新たな法制度や手法を次々と打ち出してきました。これまでの民営化の実態を見ていくと、問題点の見えやすい事例が各地で生じています。守られるべき公共サービスの質を、住民の福祉を充実する豊かな自治体の実現にむけて、各地の事例をもとに考えましょう。

選科C ● 地域公共交通にどのように
取り組むべきか

高齢化・人口減少でも住民を元気にする
実践から



西村 茂 金沢大学名誉教授

「アクティブな高齢化」から公共交通問題を考えてみます。行きたい時間に行きたい所へ自力で行ける高齢者を増やす。そのためには大都市のみならず農村部・低密度地域でも、活発に移動できる手段を整えることが必要です。現在の法制度、財政状況においても市町村にできることがあります。具体的な事例を参考に問題点を整理したいと思います。

第49回市町村議会 議員研修会 in 東京

2020年 1月27日(月)・28日(火) TKP神田ビジネスセンター

参加申し込み

下の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

- **定員** 180名(2日間通し参加のみ) *ご送金いただいた順に受付完了とさせていただきます。
- **受講料** 市区議会議員:30,500円/同会員:28,500円 (都道府県議会議員:ご参加歓迎いたします)
町村議会議員:20,500円/同会員:18,500円
議会事務局・一般:18,500円/同会員:15,500円 *キャンセル料=1月21日(火)以降は10,000円を申し受けます。
※「会員」は自治体問題研究所の個人会員
- **ご宿泊** お泊まりにつきましては、恐れ入りますがご自身でご手配ください。
- **ご注意:2日目(1月28日)昼食について** お弁当の用意はございません。周辺に飲食店が多数あります。

受講のお申し込みの流れ

- ① 下記の参加申込書に、必要事項をご記入ください。複数名でお申し込みの場合は、お手数でもコピーの上、別々にご記入ください。
- ② 参加申込書を、FAXまたは郵便でお送りください。ホームページからもお申し込みいただけます。
また、必要事項を電子メールにご記入いただいておりますお申し込みも承ります。
申込先 (株)自治体研究社・第49回議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
FAX 03-3235-5933 TEL 03-3235-5941 E-mail: info@jichiken.jp
ホームページ: <http://www.jichiken.jp/>
- ③ 折り返し、1週間以内に「申込確認書(お振り込みのご案内)」をFAXまたは電子メールでお送りします。
「申込確認書(お振り込みのご案内)」を受け取られた後、参加費を下記の銀行口座にお振り込みください。
お振り込みの確認をもちまして正式な受付となります。恐れ入りますが振込手数料はお申し込み者様にてご負担ください。

銀行口座 三菱UFJ銀行 新宿通 支店(支店番号050)

普通預金 No.0006815 名義「株式会社自治体研究社 研修会口」

*ご送金の際は、「申込確認書(お振り込みのご案内)」でお伝えします「受付番号」をお名前の前にご入力ください。

(例 個人の場合:123ジチタイタロウ 議員団等複数人まとめての場合:123.124〇〇〇ギインダン)

- ④ お振り込みを確認し、入金確認書をFAXまたは電子メールでお送りします。研修会の約1週間前に領収証、参加票を郵送でお送りします。
- ⑤ 参加申込書を提出後にキャンセルをされる場合、お振り込みの前後にかかわらず、FAXまたは電子メールにてキャンセルの旨をご連絡ください。

第49回市町村議会議員研修会in東京 参加申込書 自治体研究社(FAX03-3235-5933)

フリガナ	
氏名	自治体問題研究所の <input type="checkbox"/> 個人会員である <input type="checkbox"/> 個人会員ではない
領収証の宛名	受講料 円
領収証の送付先 〒	選科の希望 <input type="checkbox"/> A(国保・地域医療) <input type="checkbox"/> B(公共サービスの民営化) <input type="checkbox"/> C(地域交通)
*議会事務局などへお送りする場合は、〇〇議会事務局気付などとお書きください。	
電話 FAX	今回の研修会で特に聞きたい点(簡潔にお書きください)
自治体名 都道 市区 ()期目 府県 町村	

会場へのアクセス

TKP神田ビジネスセンター

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町3-2 神田アベビル3~8F
TEL:03-5217-5577

- JR山手線 神田駅 北口 徒歩5分
- 東京メトロ銀座線 神田駅 4番出口 徒歩6分
- 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 B6出口 徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A4出口 徒歩5分
- 都営新宿線 小川町駅 B6出口 徒歩3分
- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6出口 徒歩3分
- JR中央線 神田駅 北口 徒歩6分
- JR京浜東北線 神田駅 北口 徒歩6分



活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

	期間又は月日	2月5日(水)～2月6日(木)	
	支出先	(株)自治体研究社等	
活動内容等	目的・内容・結果等	<p><目的> 「台風・豪雨災害と自治体の役割」議員研修会(会場：神戸ポートオアシス＝神戸市中央区新港町)に参加し、近年、全国各地でこれまでにない大きな被害をもたらしている台風・豪雨災害に対して、本市として今後見直し・強化すべき課題について学び、政策立案に関わる情報を得る。</p> <p><内容> ○2月5日(水)13時～17時 「豪雨災害と自治体財政の防災・減災対策」(講師：室崎益輝＝兵庫県立大学大学院・教授) ○2月6日(木)9時30分～12時 「土石流など土砂災害や河川氾濫、ダム問題のメカニズムと自治体の役割」(講師：田結庄良昭＝神戸大学・名誉教授) 13時～16時 「豪雨災害と避難・生活再建－自治体の役割－」(講師：塩崎賢明＝神戸大学・名誉教授)</p> <p><結果等>別紙のとおり</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	旅費・交通費等：43,720円(宿泊費：計23,800・電車等：計3,920・日当：計12,000・食卓費：計4,000) ★受講料57,660円(28,500×2人、振込手数料660)ならばに往復航空券代23,204円(13,902+9,302)は、第3四半期に計上済み	43,720
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	43,720
	領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

参考様式1 視察に係る旅費交通費（規則様式第8号別紙）

別紙

視察に係る旅費交通費

月日	区 間 宿 泊 先	交通手段 支払区分	計算式・積算基準等	金 額 (円)
2/5	高知駅前 ～高知龍馬空港	バス	回数券@690×2人①	1,380
〃	高知龍馬空港 ～神戸空港	FDA822 便	A) 往復 13,902 B) 往復 9,302 ★第3四半期に計上済 み	★23,204
〃	神戸空港 ～貿易センター	神戸新交通	@290×2人②	580
〃	神戸ポートオア シス	受講料	@28,500×2人、 振込み手数料 660 ★第3四半期に計上済 み	★57,660
〃	神戸三宮東急 REI ホテル	1泊2日 朝食付	@11,900×2人	23,800
2/6	貿易センター ～神戸空港	神戸新交通	@290×2人②	580
〃	神戸空港 ～高知龍馬空港	FDA827 便	上記 A、B に含む	—
〃	高知龍馬空港 ～高知駅前	空港バス	回数券@690×2人①	1,380
2/5 ～6	1泊2日	日当	@3,000×2日×2人	12,000
〃	〃	食卓費	@2,000×1日×2人	4,000
	以下、空欄			
合 計				124,584円

※ 支出を伴わない移動（徒歩、相手方による送迎等）は記載不要。


規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金3,920円也
内 容	① 高知駅～高知龍馬空港 (バス往復料金) ② 神戸空港駅～貿易センター駅 (神戸新交通ポートライナー)
支 払 先	とさでん交通、神戸新交通
支 払 年 月 日	2020年2月5日(水)～2月6日(木)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり) 参考様式1「視察にかかる旅費交通費」の①および② 計1,960円[(①690+②290) ×往復] ×2人 ⇒乗車時に自動券売機で購入のため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。


上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党
 代表者氏名 下本 文雄 様
 2020年 2月 7日

依頼者氏名 山口 佳寿 

上記のとおり支払ったことを証明します。

2020年 2月 7日

会 派 名 日本共産党
 代表者氏名 下本 文雄 

規則様式第8号(第6条関係)

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 浜口 佳寿子



1 視察者氏名

細木 良	浜口 佳寿子		

2 視察期間 2020年 2月 5日 ~ 2020年 2月 6日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
2月5日(水) 神戸ポートオアシ ス(神戸市中央区 新港町)	「台風・豪雨災害と自治体 の役割」議員研修会に出席 近年、全国各地でこれまでに ない大きな被害をもたらしている 台風・豪雨災害に対して、本市 が今後取り組むべき課題につ いて学び、政策立案に活かすため	別紙のとおり
2月6日(木) 同 上	同 上	同 上
月 日()		

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

領収証

日本共産党高知県議団
細木様 張口様

No. _____

金額			百	千	円
	¥	2	3	8	00

但し 2/5 前払金/元にて
2020年 1 月 23 日

上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜
金額
消費税額等
(%)

高知県知事登録第3-73号
(有)えびす興産 太平洋トラベル
代表取締役 岡本直人
〒780-0074 高知県高知市南金田1-1-19-2F
TEL. 088-882-3353 FAX. 088-882-3376
E-MAIL : nicetrip3353@mail.bbexcite.jp

扱者印


日時：2020年2月5日（水）6日（木）場所：神戸ポートオアシス

参加：浜口かず子、細木良

< 5日 >

13:00 開会

第1 講義「豪雨災害と自治体の防災・減災対策」

室崎益輝 兵庫県立大学大学院教授

大災害の教訓として、時間（事前）、空間（コミュニティ）、手段（ヒューマン且つ科学技術）、人間（市民、若者）の対策の4つの足し算によって被害の引き算をはかるという「減災」の取り組みを展開しなければならない。国土強靱化の名のもと、国は大規模なハード対策を中心にすすめているが、もともとの「national resilience」の意味は、国民のしなやかな取り組みを指している。災害対策も市民の提案を活かし住民参画でボトムアップの減災対策をすすめるべき。

また「自助・共助・公助」は一般的に“7:2:1”といわれるが、過度の自己責任への転嫁は間違いであり、公助には限界があるといって責任放棄してはならない。自助と公助は責任、共助は規範・善意とし、“5:∞:5”であり、力を合わせ支えあう社会づくりが大切である。

自治体の災害対応として、1) 事前対応では「地域防災計画」を市民が理解できるコンパクトなものを作成し周知させること、防災に特化した職員の養成と確保、2) 初動対応では、災害対策本部立ち上げから住宅確保までのタイムラインを必ず守ること、3) 応急対応では、関連死の防止、被災判定の不連続性の是正（民生委員や企業に任せることも）、4) 復興対応では、生活基盤となる住宅再建は最重要課題

・特別報告「寄り添う防災、寄り添う災害対応」新谷秀樹氏（岡山県総社市市民生活部長）

2018年7月の西日本豪雨時、高梁川の支流の氾濫によって甚大な被害を受けた地域での取り組みの特徴は、現地2か所に災害対策本部出張所（3名常駐）を開設し、地元自治会との連携、ニーズ調査を実施、行政ルールをぎりぎりまで引き下げニーズに対応、信頼関係を築くことができその後の復興がスムーズにつながることができた。

その他の特徴として、自主防災組織の事前の防災訓練、ペット避難所開設、市外の被災者受け入れ。東日本および熊本への支援、大規模被災地支援条例制定など。

17:00 終了

< 6日 >

9:30

第2 講義「土石流など土砂災害や河川氾濫、ダム問題のメカニズムと自治体の役割」

田結庄良昭 神戸大学名誉教授

最近の豪雨、台風による河川氾濫被害の特徴は、ほとんどが県管理の中小河川であり、バックウォーターにより、合流点付近の支流堤防が決壊したことによるもの。大きな要因は治水のためと建設されたダムの緊急放流が被害を大きくさせている。遊水地への開発規制、河道拡幅・浚渫の加速化、アーマーレビー工法など堤防の強化、ダムに頼らない治水・緊急放流の回避などが対策としてあげられた。

また土石流被害は、脆い花崗岩山麓での発生がほとんどであるとのこと。土砂災害警戒区域の指定、開発規制（レッド、イエローゾーン）が必要。透過型砂防堰堤設置や崖面のアンカー工、のり砕工が必要。あわせて土砂災害避難情報の基準化が必要である。

13:00

第3 講義「豪雨災害と避難・生活再建—自治体の役割—」塩崎賢明 神戸大学名誉教授

この間発生した災害の対応の特徴は国・県の対応は遅い、甘い、無責任で、市町村は孤立。全市民への避難勧告はリアリティがあるのか？と問題提起された。また100年前からかわらない体育館の雑魚寝は憲法25条違反の状況であり、関連死の増加は「復興災害」であり、まずはTKBなど避難所生活の改善が急務。（イタリアの事例は驚きの連続）

その他参考となったものとして、住宅補修支援制度の改善（自力改修ははるかにコストが安い）、鳥取



県の「災害ケースマネジメント」（住民より添い型支援）、木造仮設住宅の普及、仮設住宅の多様な進化（増設可能なムービングハウス、コアハウス、ラピッドハウス、イタリアの case 住宅や map 住宅、防災・復興省の創設、※緊急事態条項は不要、有害。

特別報告「補助金等の申請におけるポイントと問題点」河辺尊文氏（広島民主商工会）

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、地域経済・雇用の早期回復を図る目的として、特例的に措置されたものであり、被災された中小企業への支援としておおいに活用ができる制度である。

16:00 閉会

緊急企画 議員研修会! 台風・豪雨災害と 自治体の役割

2017年の九州北部豪雨災害、18年の西日本豪雨災害、そして19年の台風15号、19号、21号などによって大小の河川が氾濫し、土石流等が起り、全国各地に大きな被害をもたらしました。しかも台風・豪雨災害は年々拡大しており、これまでの常識が通用なくなっています。

住民のみなさんのいのちと生活を守るために、自治体の防災行政を本能的に見直し強化することが緊急に求められているのではないのでしょうか。自治体としていま何が必要なのかを考えます。

2020年2月5日(水)・6日(木)

会場：神戸ポートオアシス 5階会議室
〒650-0041 神戸市中央区新港町5-2 電話078-333-2822

1日目 第1講義 13:00~17:00 (休憩・質疑含む)

豪雨災害と自治体の防災・減災対策



室崎 益輝 兵庫県立大学大学院教授

気象温暖化を受けて台風や豪雨の破壊力が大きくなっています。その災害の激甚化に備えるためには、そのリスクに応じた対策の強化や改善が求められます。ところが、自治体の取り組みや態勢は、そのリスクに見合ったものになっていません。むしろ、人員削減などで弱くなっています。その問題点をいかにすれば改善できるかを、明らかにします。

2日目 第2講義 9:30~12:00 (休憩・質疑含む)

土石流など土砂災害や河川氾濫、 ダム問題のメカニズムと自治体の役割



田結庄 良昭 神戸大学名誉教授

豪雨により前面に巨石を伴い流れる土石流や浸透水の斜面途中からの噴出で崖崩れが生じます。河川堤防は土盛りのため、越水すると落下する水の力で堤防が浸食され崩れます。本流と支流合流点ではバックウォーター現象が生じるほか逆流による内水氾濫などが生じます。西日本豪雨や台風19号による災害など具体例を示すとともに、こうしたメカニズムとハザードマップ作成の仕組み、自治体対応について述べます。ダム放流の問題点についても触れます。



台風19号による河川氾濫と崩壊した道路。
19年10月13日 東京都日の出町(朝日新聞社/時事通信フォト)

第3講義 13:00~16:00 (休憩・質疑含む)

豪雨災害と避難・生活再建 —自治体の役割—



塩崎 賢明 神戸大学名誉教授

豪雨災害が各地で相次いでいます。地球温暖化がいっそう進む中でこのような状況は今後さらに悪化すると考えるべきでしょう。巨大地震・津波とは異なった形で、被害は広範囲に及びなかなか立ち直れない状態が続いています。現状ではこのような被害から命を守り、速やかに生活を再建するための備えが整っていないとはいえません。その中で自治体は地域住民を守るために何をなすべきを考えます。

緊急企画 議員研修会! 台風・豪雨災害と自治体の役割

2020年 2月5日(水)・6日(木) 神戸ポートオアシス(5階会議室)

参加申し込み

下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

- **定員** 100名(2日間通し参加のみ) *ご送金いただいた順に受付完了とさせていただきます。
- **受講料** 都道府県・市区議会議員: 30,500円/同会員: 28,500円
町村議会議員・議会事務局: 20,500円/同会員: 18,500円
一般: 18,500円/同会員: 15,500円
*「キャンセル料」=1月28日以降は10,000円を申し受けます。
*「会員」は自治体問題研究所の個人会員
- **ご宿泊** お泊まりにつきましては、恐れ入りますがご自身でご手配ください。
- **2日目の昼食について** 1,000円(税込、お茶付)。近くにあまりレストランがないため、会場1階レストランは混み合います。当方にお申込みいただくか、各自でご持参ください。

受講のお申し込みの流れ

- ① 下記の参加申込書に、必要事項をご記入ください。複数名でお申し込みの場合は、お手数でもコピーの上、別々にご記入ください。
- ② 参加申込書を、FAXまたは郵便でお送りください。下記ホームページからもお申し込みいただけます。また、必要事項を電子メールにご記入いただいたお申し込みも承ります。(その際、「豪雨災害」研修会への申し込みであることを明記して下さい)

申込先 (株)自治体研究社・「豪雨災害」議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
FAX 03-3235-5933 TEL 03-3235-5941 E-mail: info@jichiken.jp
 ホームページ: <http://www.jichiken.jp/>

- ③ 折り返し、1週間以内に「申込確認書(お振り込みのご案内)」をFAXまたはEメールでお送りします。
 「申込確認書(お振り込みのご案内)」を受け取られた後、参加費を下記の銀行口座にお振り込みください。
 お振り込みの確認をもちまして正式な受付となります。恐れ入りますが振込手数料はお申し込み者様にてご負担ください。
- 銀行口座** みずほ銀行 麴町支店(支店番号021) 普通預金 口座番号 1194413
 名義 株式会社自治体研究社
 *ご送金の際は、「申込確認書(お振り込みのご案内)」でお伝えします「受付番号」をお名前の前にご入力ください。
 (例 個人の場合: A123ジチタイタロウ 議員団等複数人まとめた場合: A123.124〇〇〇ギインゲン)
- ④ お振り込みを確認し、入金確認書をFAXまたはEメールでお送りします。研修会の約1週間前までに領収証、参加票を郵送でお送りします。
- ⑤ 参加申込書を提出後にキャンセルをされる場合、お振り込みの前後にかかわらず、FAXまたはEメールにてキャンセルの旨をご連絡ください。

「台風・豪雨災害と自治体の役割」議員研修会 参加申込書 自治体研究社 (FAX 03-3235-5933)	
フリガナ	議員 ・ 議会事務局 ・ 一般
氏名	自治体問題研究所の <input type="checkbox"/> 個人会員である <input type="checkbox"/> 個人会員ではない
領収証の宛名	
領収証の送付先 〒	受講料 円
*議会事務局などへお送りする場合は、〇〇議会事務局気付などとお書きください。	お弁当(1,000円) 要 ・ 不要
電話 FAX	今回の研修会で特に聞きたい点(簡潔にお書きください)
自治体名 都道府県 市区町村 ()期目	

会場へのアクセス

神戸ポートオアシス5階会議室

〒650-0041 神戸市中央区新港町5-2
 TEL 078-333-2822

【公共交通機関をご利用の場合】

JR「三ノ宮駅」から徒歩18分(1200m)

また同駅から「ポートライナー」で1駅目「貿易センター」下車、徒歩10分。

「貿易センター」駅下車後、南(港方向)に進み、「浜辺通四丁目交差点」を右折。高速道路下・「みなとのもり公園」脇を進み、「税関前交差点」を左折。KII TO(デザインクリエイティブセンター)前を通り過ぎ、

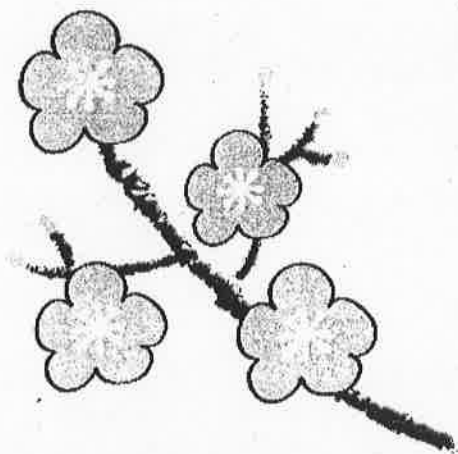


議員研修会

台風・豪雨災害と

自治体の役割

2020年2月5日-6日
神戸ポートオアシス



企画：自治体問題研究所 / 主催：(株)自治体研究社

2月5日(水)

13:00	開会		頁
	第1講義「豪雨災害と自治体の防災・減災対策」	3
	講師 室崎益輝 兵庫県立大学大学院教授		
	【休憩】		
	特別報告「寄り添う防災、寄り添う災害対応」	22
	新谷秀樹 氏 (岡山県総社市市民生活部長)		
	質疑		
17:00	初日閉会		

2月6日(木)

9:10	開場		
9:30	第2講義「土石流など土砂災害や河川氾濫、ダム問題のメカニズムと自治体の役割」	31
	別添資料あり		
	講師 田結庄良昭 神戸大学名誉教授		
	特別報告「2012年8月の豪雨災害の教訓とハザードマップ作りについて」	41
	梅原 孝 氏 (宇治市志津川地区まちづくり協議会)		
	質疑		
正午	【昼食休憩】		
13:00	第3講義「豪雨災害と避難・生活再建 —自治体の役割—」	45
	講師 塩崎賢明 神戸大学名誉教授		
	【休憩】		
	特別報告「補助金等の申請におけるポイントと問題点」	96
	別添資料あり		
	河辺尊文 氏 (広島民主商工会)		
	質疑		
16:00	閉会		

A024 浜口 佳寿子 様

「台風・豪雨災害と自治体の役割」議員研修会 **参加票**

会場 「神戸ポートオアシス」5階会議室（神戸市中央区新港町5番2号 ☎078-333-2822）

2月5日 12:15 開場

13:00～17:00 第1講義「豪雨災害と自治体の防災・減災対策」室崎 益輝 氏

2月6日 9:10 開場

9:30～正午 第2講義「土石流など土砂災害や河川氾濫……と自治体の役割」田結庄 良昭 氏

正午～13:00 昼食休憩

13:00～16:00 第3講義「豪雨災害と避難・生活再建 —自治体の役割—」塩崎 賢明 氏



アクセス

「JR三ノ宮駅」から徒歩18分（1200m）。またポートライナー「貿易センター駅」から徒歩10分。
※「貿易センター」駅からは、駅下車後、南（港方向）に進み、「浜辺通四丁目交差点」を右折。高速道路下・「みなのもり公園」脇を進み、「税関前交差点」を左折。KIITO（デザインクリエイティブセンター）前を通り過ぎ、「第三突堤交差点」の角です。

企画：自治体問題研究所 主催：㈱自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp 豪雨災害議員研修会係（担当：■■■■）

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。

2月6日の昼食お弁当をお申込みいただいた方は、お手数ですが、昼食休憩時に下記を切り取り事務局にご提出ください。お弁当とお茶をお渡しします。

「台風・豪雨災害と自治体の役割」議員研修会 **お弁当**（2月6日）

A024 浜口 佳寿子 様

不要



A007 細木 良 様

「台風・豪雨災害と自治体の役割」議員研修会 **参加票**

会場 「神戸ポートオアシス」5階会議室（神戸市中央区新港町5番2号 ☎078-333-2822）

2月5日 12:15 開場

13:00～17:00 第1講義「豪雨災害と自治体の防災・減災対策」室崎 益輝 氏

2月6日 9:10 開場

9:30～正午 第2講義「土石流など土砂災害や河川氾濫……と自治体の役割」田結庄 良昭 氏

正午～13:00 昼食休憩

13:00～16:00 第3講義「豪雨災害と避難・生活再建 —自治体の役割—」塩崎 賢明 氏



アクセス

「JR三ノ宮駅」から徒歩18分（1200m）。またポートライナー「貿易センター駅」から徒歩10分。

※「貿易センター」駅からは、駅下車後、南（港方向）に進み、「浜辺通四丁目交差点」を右折。高速道路下・「みなとのもり公園」脇を進み、「税関前交差点」を左折。KIIITO（デザインクリエイティブセンター）前を通り過ぎ、「第三突堤交差点」の角です。

企画：自治体問題研究所 主催：㈱自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp 豪雨災害議員研修会係（担当：■■■■）

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。

2月6日の昼食お弁当をお申込みいただいた方は、お手数ですが、昼食休憩時に下記を切り取り事務局にご提出ください。お弁当とお茶をお渡しします。

「台風・豪雨災害と自治体の役割」議員研修会 **お弁当**（2月6日）

A007 細木 良 様

不要



第3四半期に
計上済み

領收証

日本共産党高知市議団 浜口佳寿子 様

¥28,500—

但、「台風・豪雨災害と自治体の役割 議員研修会」(2020年2月5日-6日、於:神戸)受講料として、上記正に領収いたしました。(受講者様ご氏名: 浜口 佳寿子 様)

2019年12月2日

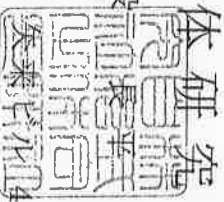
株式会社自治体研究会

代表取締役

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123

電話番号 03-3235-5941



階

交付番号 A024

領収書

RECEIPT

第3四半期に
計上済み

下記の金額正に領収いたしました。
This is to certify that FDA has received the following.

支払年月日
Date of payment 2019/12/16

予約番号
Reservation number D9ACBM

宛名
Received from 日本共産党高知市議団 浜口佳寿子

金額(JPY)
The sum of ¥9,302 - (税込 / tax included) ※ 適用税率 / tax rate : 10%

支払
Payment of 運賃および税金・料金等
AIR FARE, TAX, FEES and OTHER CHARGES.

支払方法
Form of payment クレジットカード
CREDIT CARD

本紙は電子的に保持している領収データを表示したものです。
This document is a display of electronic receipt data.

株式会社フジドリームエアラインズ
FUJI DREAM AIRLINES Co., Ltd.

第3四半期に
計上済み

領收証

日本共産党高知市議団 細木良一様

¥28,500—

但、「台風・豪雨災害と自治体の役割 議員研修会」(2020年2月5日-6日、於:神戸)受講料として、上記正に領収いたしました。(受講者様ご氏名:細木 良様)

2019年12月2日

株式会社自治体研究社

代表取締役 長平
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
電話番号 03-3235-5941

受付番号 A007

第3回半期に
計上済

領 収 証

No.11613

日本共産党高知市議団 細木 良様

¥ 13,902-

但し、航空券代 (2/5FDA822・2/6FDA827) として
2019年12月06日 上記正に領収いたしました。[クレジットカード]

テイラー・エム・エス

大阪府堺市堺区向陵中町2-4-13

栄光プラザビル3F

TEL:050-3774-4343

[電子領収書につき印紙不要]



内容証明書を
確認

〈四銀〉キャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

なごいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

四国銀行

お取引日	取扱店番	01-12-02 0104 0001 3677	
銀行番号	支店番号	[REDACTED]	
取引区分	お取引金額	お支払 ¥57,000	
お取引後の残高			
お支払可能残高			
1万円札	5千円札	2千円札	千円札
500円	100円	50円	
10円	5円	1円	手数料
			おつり
¥660			
お受取人 みずほ銀行 麴町支店 普通1194413 カ) シチタイケンキョウシヤ 様			
ご依頼人 A007, A024 ニホンキョウサントウコウチシ キタサン 様 088-823-9404			
			11:00

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

¥660は

第31回半期に

おと済み

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書



会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月10日(月)～2月11日(火)	
	支出先	(有)えびす興産 太平洋トラベル他	
目的・内容・結果等	<p>第22期自治体政策特別講座(主催;自治体議会政策学会)「2020年度の予算審議～まちづくりと自治体議会～」を受講。参加者 迫哲郎。別紙要項のとおり研修を受けた。</p> <p>初日は、第一講義 2020年度の地方財政、傾向と審議のポイント 宮崎 雅人 埼玉大学大学院人文社会科学部准教授、第二講義 地域の暮らしを支える行財政システム～地方債・積立金の活かし方～ 武田 公子 金沢大学人間社会学域経済学類教授。</p> <p>令和2年度の地方財政計画の特徴、前年からの変更点や、自治体の地方債と基金残高の関係などを学んだ。新年度の歳入について、地方消費税が約20%増えた分、市町村民税の法人割分が23%減となり、全体は微増、変更点は、道府県関係が主だか、新設された浚渫推進事業など、市町村でも活用できるものもあるようだ。</p> <p>二日目は、第三講義 長生きできる町をつくろう～健康格差社会縮小をめざして～ 近藤 克則 千葉大学教授 一般社団法人日本老年学的評価研究機構(JAGES)代表理事、第四講義 地域づくりと地方財政～実践から学ぶ活性化のヒント～ 沼尾 波子 東洋大学教授。</p> <p>要介護認定予備軍を減らすための、社会環境整備や、スポーツ、ボランティア、趣味の参加組織数が、要介護認定発生率を引き下げること、ビッグデータから割り出し、自治体施策につなげる取り組みは、高知市でも取り組める方法だと感じた。また、民間との連携による「プラットフォーム」による施策について、いくつかの事例を紹介していただいた。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>		



支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
		調査研究費	
	研修費	旅費 59,500円(様式第8号別紙参照) 研修費 30,000円、振込手数料 660円	90,160円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	90,160円

領収証書及び支払証明書添付枚数 4 枚

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 2,700円也
内 容	公共交通機関運賃
支 払 先	J R 東日本他
支 払 年 月 日	2020年 2月10日 (月) ~11日 (火)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり) 公共交通機関利用のため 高知市役所～高知空港 往復 1380円 羽田～浜松町 東京モノレール 492×2=984円 浜松町～両国 J R 線 168×2=336円 計2700円 ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 様 2020年 2月 14日	
依頼者氏名 迫 哲郎 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 2020年 2月 14日	
会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 	

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 6 6 0 円 也
内 容	「2020年第22期自治政策特別講座（2020年2月10日・11日）」の受講料振り込み手数料
支 払 先	(株) 四国銀行
支 払 年 月 日	2020年1月30日（木）
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他（下記のとおり） 四国銀行ATMを利用して振り込んだため、領収書が発行されず、ご利用明細票しか無い為
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 様 2020年1月30日 依頼者氏名 迫 哲郎 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 2020年1月30日 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 	

〈四銀〉キャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

四国銀行

お取引日 **02-01-30** 取扱店番 **0104** 0000 0067

銀行番号 支店番号 口座番号

取引区分 **お支払** お取引金額 **¥30,000**

お取引後の残高

お支払可能残高

500円	500円	250円	100円	500円	100円	50円
10円	5円	1円	手数料	あつり		
						¥660

お受取人
三井住友銀行
麹町支店
普通1497025
シチタイギ カイセイサクカ ツカイ タイヒヨ
ウカタオカ コ様
ご依頼人
サコ テツロウ 様

088-823-9404

10:26

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

領 収 証

日本共産党 高知市議団 様

No. _____

★ ¥ 30,000.-

但 第22期自治政策特別講座 受講料として

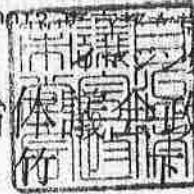
2020年 2月 10日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

自治体議会議政策
会長



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

日本共産党 高知市議団 様

No. _____

金 額			百		千			円
				4	8	8	0	0

但し 2/10-11 マスター東京会館にて

2020年 2月 6日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳 _____

税抜 _____

金額 _____

消費税額等 _____

(%) _____

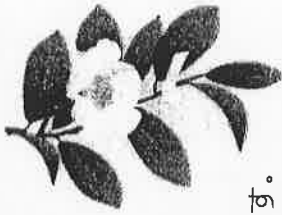
高知県知事登録第3-73号
 (有)えびす興産 太平洋トラベル
 代表取締役 岡本直人
 〒780-0074 高知県高知市南金田11-19-2F
 TEL. 088-882-3353 FAX. 088-882-3376
 E-MAIL : nicetrip3353@mail.bbexcite.jp

扱 者 印



自治政策講座受講のご案内 (受講確認票及びお振込先)

迫 哲郎 様



拝啓

厳寒の候、お元気でご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は、講座へのお申し込みいただきありがとうございます。

「自治体議会政策学会 第22期 自治政策特別講座」に関する受講の確認のご案内と、受講料のお振込みのお願いです。

1. 受講料は2月7日(金)までに右記口座へお振込みください。
2. 裏面の受講確認票に必要事項を記入の上、領収書の宛名をご記入いただき、お手数ですが、ファクシミリまたはEメールでご返信ください。
3. 当日、受付にて領収書をお渡しします。
4. キャンセルの場合は必ず開催日の5日前までにご連絡ください。
5. 宿泊希望の方は、直接宿泊先施設にご予約ください。
ご参考までに会場最寄りの宿泊施設をご紹介しますました。
別紙、会場案内をご覧ください。

受付をいたします。当日、受付にて「自治体名(議会議名)」と「お名前」をスタッフにお伝え下さい。

会長はじめスタッフ一同皆様とお目にかかれる事を楽しみにしております。

敬具

受講確認票を確認の上、FAXください。

受講料のお振込みは2月7日(金)まで。

当日支払の場合は受講確認票 5番に「当日支払」とご記入ください。

領収書の宛名を必ずご記入ください。

キャンセルの場合は必ずご連絡ください。

※ご連絡なくキャンセルされた場合、キャンセル料が発生します。

記

お振込先

振込口座：三井住友銀行 麹町支店

普通 1497025

口座名：自治体議会政策学会

以上

自治体議会政策学会 事務局担当：[REDACTED]

電話：03-5227-1827 Fax：03-5227-1828

<https://www.copa-web.net/>

Email: copa@copa-web.net

迫 哲郎 様

ご記入後、**FAX: 03-5227-1828** までご返信ください。

2020年 第22期自治政策特別講座

◇ 受 講 確 認 票 ◇

自治体議会政策学会
〒112-00013 東京都文京区音羽 1-5-8 イマジン第2オフィス
TEL: 03-5227-1827 FAX: 03-5227-1828

貴方様の「第22期自治政策特別講座」受講希望内容は次の通りです。
ご確認いただき、項目毎の□に✓をご記入の上、FAX・郵送にてご返信下さい。

1. 日程 (参加お申込み日に○がしてあります。△はキャンセル待ちとなります。)

第1日目 2月10日(月) ○
第2日目 2月11日(火) ○

2. 受講料(三井住友銀行 麹町支店 普通 1497025自治体議会政策学会)

¥30,000 円 [講座 2 日分]

3. お名前、ご連絡先のご確認

サユ テツロウ

お名前: 迫 哲郎 様 / 所属名: 高知市議会

ご連絡先: 〒780-0931 高知県高知市玉水町 6 サーパー大通町二番館 606

TEL: 090-7789-9798 / FAX: 088-823-9558

4. 領収書について

☆領収書の御宛名を下線部にお書きください。(当日、受付にてお渡し致します。)

御宛名 日本共産党 高知市議会

注: ご指定のない場合は、御宛名に議会議長とお名前を記載した領収書となります。
団体でお申込みの場合、個別に領収書が必要な方はその旨をご記載下さい。
ご指定がない場合は、団体で1枚となります。

5. 連絡事項、訂正箇所などをご記入ください

例: 日程変更・キャンセル・団体でまとめてお振込の際の口座名義など

6. キャンセルについて

キャンセルが発生した場合、左記日程のキャンセル日にXをしてFAXにてお知らせ下さい。ご連絡がない場合、キャンセル料が発生します。

7. 団体でのお申込みについて

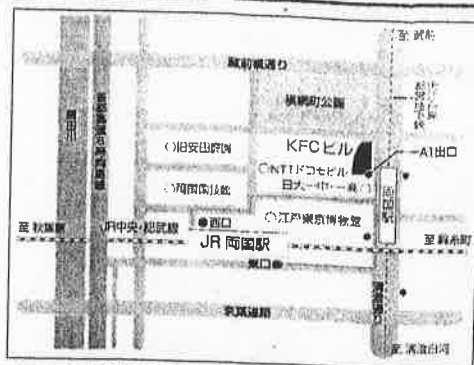
1) 団体申込みの場合、受講確認票は訂正がなければ代表の方1枚のご返信で構いません。訂正がある場合は、代表者と訂正される方の分をお送り下さい。個別に領収書が必要な方はその旨を5. にご記載下さい。

2) 領収書の個別発行のご指定がない場合は、団体で1枚となります。

3) まとめて入金される場合は、振込人名義を5. にご記載ください。

第22期 自治政策特別講座

「2020年度の予算審議 —まちづくりと自治体議会—」



JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩約6分
都営地下鉄大江戸線「両国駅」
A1出入口より徒歩0分

日時 2020年2月10日(月)・11日(火・祝)
場所 KFCホール2nd(東京都墨田区横綱一丁目6番1号)
お問合せ 自治体議会政策学会事務局 TEL 03-5227-1827

今、自治体が問われていることに応える議会が求められています。これからの地域・自治体を考える予算議会にするため、必要な知識と視点を提供するプログラムです。地方財政

の基本から地域づくりのヒントまで、課題の気づきと解決へ第一線の講師がお話しします。

2月10日(月) 13:00~16:40

第1講義

2020年度の地方財政、傾向と審議のポイント

宮崎 雅人(埼玉大学大学院人文社会科学部准教授)

地方財政の仕組みと2020年度地方財政の傾向や問題点から、議会で審議すべきポイントについてお話しいただく。予算書や決算書を解説。財政という観点から、議会人としてのあり方について考える。

第2講義

地域の暮らしを支える行財政システム—地方債・積立金の活かし方

武田 公子(金沢大学人間社会学域 経済学類教授)

地域創生が本当に地域のためになるには、自治体議会での議論次第。自治体財政の過度な経費削減と積立金増加など歪んだ実態をただし、地方債を賢く使うこれからの財政運営を考える。

2月11日(火) 10:00~14:40

第3講義

長生きできる町をつくろう—健康格差社会縮小をめざして

近藤 克則(千葉大学教授)

「まちの環境」が住民の寿命を決める。講師の調査で明らかになる健康格差とその原因。本人の努力だけでなく環境にも左右される健康格差をなくし、社会環境を整えることの重要性の理解を深め、町づくりの基礎を考える。

特別研修

地域づくりと地方財政—実践から学ぶ活性化のヒント

沼尾 波子(東洋大学教授)

地域のつながりを支える公共プラットフォーム構築と自治体の役割。各地の事例を手掛かりに、地域づくりのヒントと住民の生活を守りつなげていく行財政運営について考える。

講師略歴

宮崎雅人 (埼玉大学大学院人文社会科学部 准教授) ————— 2月10日(月) 第1講義
 博士(経済学)。2004年慶應義塾大学大学院経済学研究科修士課程修了、2010年同博士課程単位取得退学。2009年田園調布学
 園大学人間福祉学部講師、2010年埼玉大学経済学部講師、2013年同准教授、2015年より現職。2018～2019年シドニー工科大
 学公共政策・ガバナンス研究所客員研究員。専門分野は財政学、地方財政論。著書に『自治体行動の政治経済学』(慶應義塾
 大学出版会、2018年)、論文に「東日本大震災被災自治体の財政に関する分析」日本地方財政学会編『「地方創生」と地方に
 おける自治体の役割』(勁草書房、2017年)などがある。

武田公子 (金沢大学人間社会学域 経済学類 教授) ————— 2月10日(月) 第2講義
 長野県生まれ、1991年京都大学大学院経済学研究科博士後期課程指導認定退学、1996年11月京都大学博士(経済学)取得。2005
 年9月より金沢大学教授。過疎地域の政策課題や人的資源に関する調査、市町村合併をめぐる財政分析、ドイツ自治体レベル
 の労働市場政策の研究、などを実施。著書に『地域戦略と自治体行財政』(2011)、『ドイツ・ハルツ改革における政府間行財
 政関係』(2016)、『データベースで読み解く自治体財政 地方財政状況調査DBの活用』(2018)など。

近藤克則 (千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門 教授) ————— 2月11日(火) 第3講義
 千葉大学医学部卒業。東京大学医学部附属病院リハビリテーション部医員、船橋二和(ふたわ)病院リハビリテーション科が
 長などを経て、1997年日本福祉大学助教授。University of Kent at Canterbury (イギリス) 客員研究員(2000～2001年)、日本福
 祉大学教授を経て、2014年から千葉大学教授。2016年から国立長寿医療研究センター老年学・社会科学部研究センター老年学評
 価研究部長。一般社団法人日本老年学的評価研究(JAGES)機構代表理事。著書『健康格差社会』で社会政策学会賞(奨励賞)
 受賞。「健康格差社会への処方箋」医学書院、長生きできる町(角川新書)など。

沼尾波子 (東洋大学国際学部国際地域学科 教授) ————— 2月11日(火) 特別研修
 千葉県出身。慶應義塾大学大学院経済学研究科後期博士課程修了。慶應義塾大学経済学部研究助手、(財)東京市政調査会研
 究員等を経て2008年より日本大学経済学部教授。2017年より東洋大学国際学部国際地域学科教授。専門分野は財政学・地方
 財政論。著書に『交響する都市と農山村』(2016年、編著、農山漁村文化協会)、『地方財政を学ぶ』(2017年、共著、有斐閣)、『水
 と森の財政学』(2012年、共編著、日本経済評論社)など。内閣府税制調査会委員、総務省過疎問題懇談会委員、地方財政
 審議会特別委員などを歴任。

**お申し込み
要領**

1. お申し込み方法下記に必要な事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。
2. 受講料2日間参加/30,000円 1日のみ参加/20,000円
3. お申し込み後に送付します受講確認票に従って受講料をお振込ください。

申し込み用紙

FAX : 03-5227-1828

第22期 自治政策特別講座

▼氏名(フリガナ)		▼電話	▼FAX
サユ マツ オ		090 - 7789 - 9798	088 - 823 - 9558
追 哲 郎		▼E-mail	
▼住所		▼所属(議会・団体等)	
〒 980 - 0931		高知市議会	
高知市 玉川町 6		サ-10又通所二番館 606	
申込日に☑を 入れてください	全日程参加	1日のみ参加	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2月10日(月)～11日(火)	<input type="checkbox"/> 2月10日(月)のみ参加	<input type="checkbox"/> 2月11日(火)のみ参加



活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	4月22日（水）～24日（金） <u>開催予定</u>		
	支出先	大阪社会保障推進協議会		
	目的・内容・結果等	<p>2020年4月22日（水）～24日（金）、大阪府保険医協会MDホール（大阪市）で開催予定の2020年度「全国地方議員社会保障研修会」（主催：大阪社会保障推進協議会）にて、社会保障制度に関する6つのテーマの講演を受講し、本市の国保、生活保護、介護、保育行政等に関わる課題や今後の施策推進にとって有益な情報を学ぶため。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>		
支出金額等	項目	使途内容の明細，積算の基礎等	金額（円）	
	調査研究費			
	研修費	合計80,417円：受講料40,000円×2人、 振込み手数料417円	80,417	
	要請・陳情活動費			
	会議費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報広聴費			
	人件費			
	事務諸費			
			合計	80,417円
			領収証書及び支払証明書添付枚数	<u>3</u> 枚
備考				

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 4 1 7 円 也
内 容	2020年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」の 参加費振り込み手数料
支 払 先	高知県庁内郵便局
支 払 年 月 日	2020年2月12日 (水)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり) 振替払込請求書兼受領証で領収書が無い為
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 様 2020年2月12日 依頼者氏名 下本 文雄 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 2020年2月12日 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 	

領 収 証

日本共産党 高知市議団

下本文左佳

様 No. _____

¥ 40,000.-

但 全国地方議員 社会保障 研究会 参加費

入金日 2020年 2月 12日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

大阪社会保険推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国会会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846



領 収 証

日本共産党 高知市議団

浜口佳寿子

様 No. _____

¥ 40,000.-

但 全国地方議員 社会保障 研究会 参加費

入金日 2020年 2月 12日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

大阪社会保険推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国会会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846



振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	* 0 0 9 7 0 - 5 *
	* 3 0 4 7 5 *
加入者名	大阪社会保険 推進協議会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 8 0 0 0 0
ご依頼人	おなまえ 日本共産党 高知市議団 様
料金	(消費税込み) 日 附 印
	417 417 円 02-02-12 高知県庁内 郵便局
備考	(64217) N94170002

記載事項を訂正した場合は、その箇所には訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

2020年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関する研修会を来年度も実施いたしますのでぜひご参加ください。

□各講座日程と内容(テーマは仮称) 初日の受付開始時間は9時です。

	日程	テーマ(仮称)	講師
①	4月22日(水) 10時~13時	国保都道府県単位化と地域医療構想~自治体の課題	長友薫輝先生(三重短期大学教授)
②	4月22日(水) 14時~17時	「自立支援」の社会保障を問う~生活保護・最低賃金・ワーキングプア	桜井啓太先生(立命館大学准教授)
③	4月23日(木) 10時~13時	シングルマザーのリアルとサポート~自治体に求められる政策とは	寺内順子先生(大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)・応援団のシンママさん
④	4月23日(木) 14時~17時	介護保険「改革」の動向と自治体の課題~2021年改定を前にいまからできること~	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・佛教大学非常勤講師・ケアマネジャー)
⑤	4月24日(金) 10時~13時	保育現場からみえる親と子どもの貧困~保育の充実が親子を守る~	増淵千保美先生(尚絅大学短期大学部准教授)
⑥	4月24日(金) 14時~17時	沖縄から子どもの孤立(貧困)対策を考える~誰一人取り残さない社会とは~	前城充先生(沖縄県与那原町政策調整官)

□会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

□対象 全国都道府県・市町村議員

□規模 150人(入金順で登録します。振込予約は受付いたしません)

□申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上必ずfaxまたはメールでお申し込みの上入金してください。

□研修参加費 40,000円(部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします)

□ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際ツアーリストビューローに直接ご相談ください。Tel)078-351-2110 担当)

□振込先 郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

通信欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。4月1日以降キャンセルはお受けいたしません。

□大阪社会保障推進協議会 fax /06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせは必ずfaxまたはメールでお願いいたします。

2020年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」申込書

ふりがな はまぐち かずこ (あいうえお順で名簿整理しますので必須)

☆氏名 浜口 佳寿子

☆都道府県名 高知県 ☆市町村名 高知市 ☆政党名 日本共産党

☆連絡先(領収書等こちらからの文書送り先となりますのでくれなく明記してください)

住所 〒780-8571 高知都道府県 高知区(市) 本町5丁目1-45

TEL 088-823-9404

携帯TEL

Fax 088-823-9558

メールアドレス

☆領収書の書き方があればお知らせください

宛名「日本共産党 高知市湊国 浜口 佳寿子」として下さい。

2020年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関するどこにもない研修会を来年度も実施いたしますのでぜひご参加ください。

□各講座日程と内容(テーマは仮称) 初日の受付開始時間は9時です。

	日程	テーマ	講師
①	4月22日(水) 10時~13時	国保都道府県単位化と地域医療構想~自治体の課題	長友薫輝先生(三重短期大学教授)
②	4月22日(水) 14時~17時	生活保護制度と地方自治体~地方間格差による諸課題	桜井啓太先生(立命館大学准教授)
③	4月23日(木) 10時~13時	シングルマザーのリアルとサポート~自治体に求められる政策とは ★後半は講師とシンママさんとのフリートーク	寺内順子先生(大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)・応援団のシンママさん
④	4月23日(木) 14時~17時	介護保険「改革」の動向と自治体の課題~2021年改定を前にいまからできること~	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・佛教大学非常勤講師・ケアマネジャー)
⑤	4月24日(金) 10時~13時	保育現場からみえる親と子どもの貧困~保育の充実が親子を守る~	増淵千保美先生(尚絅大学短期大学部准教授)
⑥	4月24日(金) 14時~17時	沖縄から子どもの孤立(貧困)対策を考える~誰一人取り残さない社会とは~	前城充先生(沖縄県与那原町政策調整監)

□会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

□対象 全国都道府県・市町村議員

□規模 150人(入金順で登録します。振込予約は受付いたしません)

□申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上必ずfax またはメールでお申し込みの上入金してください。

□研修参加費 40,000円(部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします)

□ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際ツーリストビューローに直接ご相談ください。Tel)078-351-2110 担当)

□振込先 郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

通信欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。4月1日以降キャンセルはお受けいたしません。

□大阪社会保障推進協議会 fax /06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせは必ずfax またはメールでお願いいたします。

2020年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」申込書

ふりがな しもむら ぶんたけ (あいうえお順で名簿整理しますので必須)

☆氏名

下本文雄

☆都道府県名

高知

☆市町村名

高知

☆政党名

日本共産党

☆連絡先(領収書等こちらからの文書送り先となりますのでもちろん明記してください)

住所 〒780-8571 高知都道府県 高知区・市・町・村 本町5丁目1-45

Tel 088-823-9404

携帯Tel(必須) 090-4472-1517

Fax 088-823-9558

メールアドレス

☆領収書の書き方(宛名・日付)があればお知らせください

「日本共産党 高知市議員 下本文雄」宛、日付は振込日でお願ひします、

各位

大阪社会保障推進協議会

事務局長 寺内順子

Tel.06-6357-8662 fax06-6357-0846

osakasha@poppy.ocn.ne.jp

謹啓

さて、この度は2020年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」にお申し込みいただきありがとうございました。入金を確認いたしましたので、本日領収書を発送いたします。

会場地図は別紙です。会場はJR大阪駅からいらっしゃる場合は大阪駅桜橋口改札からでて、地下鉄四つ橋線西梅田駅から乗っていただき難波駅26-A出口をおあがりください。開場は9時からですので9時以降にお越しください。会場は飲食可能ですし、周りに飲食店も多数あります。

講座日程と内容は、日下部さんの介護保険以外は昨年の講師・テーマとは違うものとなっております。ぜひご期待ください。

ではみなさまのご参加を心よりお待ちしております。

【各講座日程と内容 初日の受付開始時間は9時です】

	日程	テーマ	講師
①	4月22日(水) 10時～13時	国保都道府県単位化と地域医療構想～自治体の課題	長友薫輝先生(三重短期大学教授)
②	4月22日(水) 14時～17時	生活保護制度と地方自治体～地方間格差による諸課題	桜井啓太先生(立命館大学准教授)
③	4月23日(木) 10時～13時	シングルマザーのリアルとサポート～自治体に求められる政策とは	寺内順子先生(大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)・応援団のシンママさん
④	4月23日(木) 14時～17時	介護保険「改革」の動向と自治体の課題～2021年改定を前にいまからできること～	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・佛教大学非常勤講師・ケアマネジャー)
⑤	4月24日(金) 10時～13時	保育現場からみえる親と子どもの貧困～保育の充実が親子を守る～	増淵千保美先生(尚絅大学短期大学部准教授)
⑥	4月24日(金) 14時～17時	沖縄から子どもの孤立(貧困)対策を考える～誰一人取り残さない社会とは～	前城充先生(沖縄県与那原町政策調整官)

【新型コロナウイルスにかかわって今後の開催の可否について】

現時点では開催の方向で準備をしておりますし、2か月先の状況が全く予想がつきません。

いずれにしても、3月末までに決定をし、個別メールかFAX等でお知らせいたしますので、よろしくお願いたします。

様式第7号（第6条関係）

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2019年度総会～2020年度総会	
	支出先	全国生活保護裁判連絡会	
	目的・内容・結果等	生活保護利用者及び生活保護を受けようとしている人達の権利の実現のために活動している弁護士、学者及びケースワーカー等により組織された団体で、生活保護や社会保障に関わる裁判を通じ、権利支援や権利擁護の諸活動を行っている。入会することで「生保裁判連ニュース」の購読と生活保護に関する情報交換、生保裁判連研修会（総会）に参加することができる。（下元博司分）	
支出金額等	項目	使途内容の明細，積算の基礎等	金額（円）
	調査研究費		
	研修費	2019年度総会～2020年度総会までの会費 (下元博司分)	2,203
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

2017年4月20日

規則様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	金 2,203円也
内容	2019年度総会～2020年度総会 会費(下元博司分)
支払先	全国生活保護裁判連絡会
支払年月日	2020年3月19日(木)
理由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 振替払込により支払いのため領収証がありません。 支払額:計2,203円(会費2,000円 払込手数料203円) ※ 参考資料、領収証等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会派名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄 様

2020年3月19日

依頼者氏名 下元 博司



上記のとおり支払ったことを証明します。

2020年3月19日

会派名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄



振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	1	0	0	0	6		
			2	1	9	3	9	
加入者名	生 保 裁 判 連							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					2	0	0	0
ご依頼人	下元 博 園 様							
料金	(消費税込み)	日 附 印						
	203 円	02-03-19 高知県庁内 郵便局						
備考	(64217) N94150002							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

第25回生活保護裁判連絡会総会・交流会が 福島市で開催されました！

総会特集号!!

今年の総会・交流会は台風の被害が懸念される中、2019年10月19日(土)に福島市内において開催されました。記念講演として阿部彩教授(首都大学東京)による子どもの貧困のお話をお聞きし、特別報告として福島市の奨学金収入認定事件や障害者加算に関する63条事件の各勝訴報告など今が旬の注目の報告が行われました。昼からは、二つの分科会に分かれ、それぞれ議論を深めました。

今号では、総会の様子を特集してお伝えします。

今回の台風、大雨の被害にあわれた現地のみなさんに心からお見舞いを申し上げます。

基調講演

「子どもの貧困と生活保護」

阿部彩さん(首都大学東京人文学部教授、同大学子ども・貧困研究センター長)

今回の基調講演では、首都大学東京人文学部教授、同大学子ども・貧困研究センター長である阿部彩さんに「子どもの貧困と生活保護」というテーマで講演して頂いた。本講演では主に近年における貧困率の推移や、子どもを持つ貧困世帯における生活実態調査のデータを解説するとともに、社会保障制度の現状と課題点について講演された。

始めに様々なデータを用い、年齢階級別にみる貧困率は1985年から2015年の間で高齢者層が減少したのに対し、十代後半から20代前半にかけて男女問わず増加していること、2012年には18歳未満の子どもの貧困率が16%に達したこと、子どもを持つ世帯のうち二親世帯で45%、ひとり親世帯で15%割合が何かしらの支払いを滞納したことがあることを紹介し、子どもの貧困について指摘した。この数値は生活保護の適用を受ける世帯の率より高い。阿部さんは、暖房器具の設定温度が一定以下の場合には、料金を滞納した場合でもガス供給を停止しないことができるアメリカの条例を引き合いに出しながら、この説明をされた。



のうち4項目が生活保護世帯に属する子どもに関するもの(高等学校等進学率、高等学校等中退率、大学進学率、就職率)であり、これらの進路選択と関係する4項目は多くの学者が将来、貧困から脱却するために重要であるとしている。子どもの進路選択は生まれてからの経験の積み重ねの結果であり、生活上何から不利を受けた生活保護世帯の子どもの生活の質についての議論が現状十分でなく、子どもの生活費に充当する生活扶助費や住宅扶助費、教育扶助費などのすべてのカテゴリーについて議論する必要があると阿部さんは提言した。

次に現状の生活保護基準における子どもの生活費の扱いについて住宅扶助、生活扶助、教育扶助の3項目で紹介した。住宅扶助においては居住地に何人住んでいるかを基準としており、子どもが世帯内に何人いるかは考慮されないため、子ども部屋や、勉強机などの子どもにとって重要とされる子ども個人のスペースも考慮されておらず住宅扶助においては特別な配慮が行われていないと指摘した。また、国交省が定める最低居住面積水準を満たす生活保護受給世帯は67%程度である。

生活扶助では児童養育加算と母子加算の二つの視点で平成29年に行われた検証を紹介された。児童養育加算についての検証では年収階級第1・十分位の学校外活動費用の平均と中間階層(第5、6十分位)の学校外活動費用の平均の差が3倍近いことが判明した。これを受け、

これまでのロジックを「児童手当との連動」から「一般世帯の第1・十分位と中間階層の『学校外活動費用』の差」に定義され直されたこと、そしてこの差をなくし、平均値まで加算するという児童養育加算のロジックはほかの項目においても使えるのではないかと阿部氏は強調した。また母子加算については母子家庭のほうで費用が掛かるといデータが出せず、議論になっていたが金額の妥当性を一人親世帯と二人親世帯において必要経費がどれくらい異なるかを検証したことで約13万円の「かかりまし費用」が必要であることが判明したと紹介した。

教育扶助については平成29年に大幅に改正された紹介し、特に高校進学は一般化し、貧困の再生産を防止する上で重要であるが、高校無償化は公立のみであり、東京においては貧困世帯の約4割が無償ではない私立高校に通っている現状で、その理由の多くが公立高校に受からなかったという理由であると述べた。

結論として生活保護基準の体系において教育関係費については小中学校・高校(公立)までは実費、その他教育費がカバーする費用は学校内で必要なものは給付するという概念は確立されているが、子どもの健全育成に資する費用は学校内教育費に対する配慮のみで十分という整理がなされており、住居費、食費、衣服費、また家族旅行や玩具など住宅扶助、生活扶助で賄われる部分において依然として生活がままならない階級である第1十分位と均衡という古いロジックに基づいて金額を設定しており、一定の改善はあったもののまだ十分な改善が行われていないとまとめた。

特別報告

1 evergreen projectの取組みについて

福島市奨学金収入認定事件は、Nさんが福島生活と健康を守る会に相談し始まった。福島生活と健康を守る会中心にNさんを支援する会が結成され、Nさんの不服申立てや裁判の支援をするようになった。

その後Nさんを支援する会を生活保護世帯の子どもの貧困をなくし、子どもが等しく学ぶことができる社会を求めevergreen projectとし発展させ活動をしている。

Nさんへの支援は、世話人会の開催、裁判傍聴で裁判所の傍聴席が満員になるようにした、裁判後の報告集会や学習会の開催、公平な裁判を求める署名活動や福島駅前・福島市役所前でのスタンディングを行った。スタンディングは現在でも継続して行われている。

2019年1月16日、Nさんの給付型奨学金の福島市による「取り上げ」に対して福島地裁が違法であるという判決を出し、市もこれを認め判決が確定した。

しかし、evergreen projectと弁護団の求めている正式な謝罪と再発防止のための話し合いの場を設定することは拒否し続けている。現状を訴えるために現在もスタンディング等で市民に訴え続けている。また、膠



着状態の打開のためにこの運動の到達点を確認し、広い視野からの運動の発展を展望することについて話し合っている。

「福島市による奨学金取り上げ裁判」の中で挙げられた成果は、

- 1、厚労大臣による裁決と裁判での判決の確定により、制度化には至らなかったものの給付型奨学金を収入認定から外すことは当然であるという合意を社会的に形成した。高校生のアルバイトなどの収入も子どもへの学習権の保障という観点から取り扱う流れができた。
- 2、Nさんの訴えは尾木直樹氏、雨宮処凛氏などの著名人からの共感を得て、田村智子、山本太郎両国会議員などが国会質問で取り上げ注目を集めた。Nさんが数多くの集会や会議で体調不良と戦いながら訴え続けてきたことは「世論」の変化をもたらした。厚労副大臣がNさんと直接面会し、副大臣直筆の励ましの手紙が届けられたことは「世論」の変化の象徴であった。
- 3、未だ十分であるとは言えないものの福島市の生活保護行政においても微妙な変化が生まれている。福島市の「生活保護のあらまし」の内容が大幅に改善し、日常の業務でも以前より「神経を使う」姿勢がみられるようになってきている。Nさんやevergreen projectの闘いが全国、全国からの支援に支えられてきたからこそその成果といえる。

現在も福島市は対話を拒否している。evergreen projectと弁護団は福島市に奨学金取り上げの正式な謝罪、奨学金受給時の正式な制度の確立、ケースワーカーの増員、職員の研修、在任期間の見直し、学者、専門家など福島市外部の人を加えた第三者委員会設置、evergreen project

oject等との対話の機会を求め公開質問状を提出した。裁判結果の反映された内容も含まれるが、改善の余地もある回答となった。

これからもNさんの「同じ思いをする子がいないように」という願いが込められた活動は続く」と強調した。



2 東久留米市事件勝訴報告 弁護士 田所良平さん・佐藤由さん

今回の特別報告では、東久留米市事件判決（東京地判平成31年4月17日）を受けて、原告側訴訟代理人を担当した田所良平さん、佐藤由さんの2人に本判決の内容・意義について講演頂いた。

（本件の概要）

東久留米市で生活保護を利用していた40代女性が、主治医との関係悪化に伴って、医療機関を受診できなくなった。その結果、精神障害者保険福祉手帳の更新手続きに必要な診断書を取得できず、手帳の有効期限が切れてしまった。これをケースワーカーに報告し、手帳の返還をするが、障害者加算は支給が継続していた。その後、後任ケースワーカーが手帳の期限切れに気づき、女性は、福祉事務所長から、障害者加算を削除する保護決定処分および生活保護法63条に基づく手帳期限切れ後の障害者加算の返還処分を受けた。

原告は、手帳の有効期限を徒過したことをもってのみ行った本件各処分は違法であるとして、①加算削除処分の無効確認と②保護費返還処分の取消しを求め、

加えて、③本来支給されるべきであった障害者加算と同額の損害および精神的損害を被ったとして、市及び市に保護費返還の助言を行った東京都に対し国賠法に基づく損害賠償請求を行った。

（判決の要旨）

判決は、①無効確認の請求は、行訴法36条の要件を満たさず不適法であるとして却下し、②返還処分の取消請求については、手帳が更新されなかったという一事をもって原告の障害の状態が加算を要する程度に該当しなくなったと推認することはできないとし、返還処分は違法であるとしこれを取消した。③損害賠償請求は、市に対する請求に関しては、精神的損害以外については認容した。都に対する請求は、都の市に対する助言は、原告との損害の間に相当因果関係を認めることはできないとして棄却した。

今回の判決は、障害者加算を受給してきた方が、何らかの事情により手帳を失効した場合、手帳を失効したという事実のみでは加算を削除できないとした点、加算削除処分自体に対する審査請求をしていない場合であっても国賠で同額十遅延損害金の賠償を受けることができる点で意義があるとした。

また、判決に関しては、実質的に原告の勝訴と言ってよいと評価したが、東京都の責任については因果関係を理由に否定されたのは予想外であるとして、都の責任を追及する意味でも、東久留米市にあわせる形で控訴した、とコメントした。



3 「ジャンパー事件」を契機とした 小田原市の生活保護行政の改善 小田原市

加藤和永さん・塚田崇さん

3つ目の報告は、小田原市企画部企画政策課の加藤和永氏、福祉健康部福祉政策課の塚田崇氏による「ジャンパー事件」を契機とした小田原市の生活保護行政の改善である。小田原ジャンパー事件は、平成29年1月に当時の小田原市生活保護担当職員が不適切な表現が記載されたジャンパーを約10年間にわたって着用して業務等をしてきたことが、第三者の情報により発覚した事件である。小田原市は本件について謝罪し、これを契機に生活保護に対する行政活動の改善を行なった。本報告は事件時の小田原市の対応とその改善内容、今後の課題についてまとめた報告であった。

小田原市の対応については大きく3つのポイントがあった。本件が発覚した後、市には苦情が多く寄せられ、市長自らが生活保護受給者や市民に対して謝罪を行ない、事件対応の方針等を明確に指示するなど一貫した姿勢を執り続けた。市のトップである市長の姿勢が本件対応の第1のポイントだったと加藤氏は述べた。本件を受けて市は生活保護行政のあり方についての検討会やシンポジウムを、専門支援として県の弁護士会や大学教授を交えて開催した。そして専門家の提言を受けての生活保護行政の改善として、市は最優先にケースワーカー(CW)の標準配置数の充足を行なった。これによりCW1人あたりの世帯数は平成28年度では91.3世帯/CWであったのに対して、平成29年度には81.3世帯/CWと減少し、その後は80世帯/CWを遵守している。

また利用者の視点に立った業務の改善として生活保護のしおりの見直しや保

護の申請から決定までの日数の短縮や当事者の声を聴く機会を設けるため、アンケートや窓口の改善を行なうなど、保護受給者に寄り添った対応を徹底したと説明した。この点について塚田氏は第2のポイントとして、本件を個別的で一時的な対応に終わらず、全庁的な問題として捉え、市の部署間で連携をとり組織的な体制の見直しを行なったことだと指摘する。

そして第3のポイントとして市長の方針を実現するためのスピード感と徹底的な情報開示を挙げた。市は現場の職員が柔軟な対応を取れるようフィールドインベシジョンによる業務改善に取り組み、ケースワーカーや専門職の拡充を進めた。そしてプライバシーには十分配慮した上でできる限りの生活保護に関する情報は原則公開とした。

こうして小田原市としての全庁的な対応を一貫して執り続けたことで、生活保護行政として最低レベルの自治体から徐々に改善されていると述べた。小田原市の担当お二方の報告は生活保護を市民に広く認知してもらい、できる限り利用者に近い立場で改善していこうとする市の姿勢がそのまま体現されたような報告であり、質疑応答の際も参加者からの声の一つ一つ丁寧に耳を傾けていることがよく分かった。



分科会報告

【第一分科会】生活保護の運用

1 東久留米市事件について

弁護士 佐藤宙さん

【事案の概略】

長年、障害者加算を支給されていた精神障害2級の手帳を持つ40代女性が主治医との関係が拗れ、障害者手帳を更新するために必要な診断書を取得できず、2015年6月30日に有効期限が切れた。ケースワーカーに報告し、手帳の返納も行ったが、引き続き障害者加算の支給が行われた。新しく交代したケースワーカーは手帳の期限切れに気付かず、2016年10月1日付で障害者加算の削除及び2015年7月から2016年9月までの15か月分の障害者加算の63条返還処分を行った。都に審査請求を行うも棄却され、処分の取り消し、障害者加算相当額の賠償および慰謝料の支払いを求め訴訟を起した。

原告側は、市は生活保護法第25条2項、第56条に従い、保護を変更する場合、正当な根拠があることを疎明する必要があるにもかかわらず、本人や医療機関に対し聞き取り調査などを行わず、障害者手帳の有無だけで判断しており、実際の障害の程度を判定しているとは言いがたい。正当な理由を立証せずにおこなった本処分は違法であると主張した。判決では手帳の期限切れは障害が回復したことを示す指標になるとしたが、本件ではこれまで長年障害者加算が行われてきたこと、後に障害者手帳が再交付されたことを鑑み、障害者加算の要件該当性がなくなったことの立証がされていないとした。また市が行った同法63条に基づく返還処分は「資力があるにもかかわらず保護を受けた」というものであり、障害者加算を受ける事由があり保

護を受けていた原告には当てはまらず、この処分は違法であり取消しを免れないとし、63条返還処分の取り消しを認められた。また手帳が更新できなかった理由の調査や検診命令の命令、通院先の医師の意見を求めるなどの原告の障害の程度を把握する義務があったがこれらの義務を尽くさず違法な処分を行ったことは過失があるとして障害者加算2か月分と同額の賠償が認められた。慰謝料については裁判所は過去の判例を用い、遅延損害金を超える賠償請求はできないとして認めなかった。これについて佐藤氏は原告女性が体調すぐれないこともあり、尋問ができなかったこともあり窮状の事実認定が難しかったのだらうと述べた。

本件では東久留米市だけでなく、東久留米市から助言を求められ回答した東京都にも障害者加算相当額の賠償と慰謝料を求めたが、都は技術的な助言をしただけであり法的拘束力はなく、また生活保護事務は地方自治法上の法定受託事務であり、判断の責任は各自自治体にあるため、都には損害との因果関係がないとして認められなかった。これに対し佐藤氏は東久留米市が都の回答を無視して返還を求めなかった場合、都が行う監査に引っかけ改善状況などの細かい報告をしなければならぬ状況になる可能性が非常に高く、市としては都の回答に背くことは困難で、実質的な監査の先取りであるため都に因果関係があると強調した。

2 「京都府郡部福祉事務所における自動車保有の現状について」

京都府山城南保健所福祉室（郡部福祉事務所）管内の公共交通の状況と生活保護の状況、自動車保有の現状について報告された。

まず京都府相楽郡東部地域の公共交通の状況は、笠置町、南山村には鉄道の本数が少なく、和束町にはバス路線しかないということである。また、生活保護世帯の多い精華町についても、関西文化学術研究都市エリア以外ではバス路線が縮小されている。

事務所の特徴は、自立支援に力を入れていることである。ケースワーカーの業務はとて多忙であるため、生活保護利用者への自立支援に充てる時間を確保するため、事務の効率化・システム化を図っている。自立支援については、就労支援をはじめ7つの自立支援プログラムによる自立支援の展開と月1回の自立支援検討会を柱にした組織的な運営を行っている。検討会は全ケースワーカーが参加し相互討議をおこなうので、経験の浅いケースワーカーの育成の場にもなっている。

また、生活保護利用世帯にお使い「そうらく」を毎月発行している。表面はその月の変更決定の内容（例えば年金の収入認定の変更）や様々なお知らせを掲載裏面には、求職活動や多重債務解決等にとともに取り組んだ生活保護利用者のインタビュー等を載せている。

自動車保有についての基本的な考え方として、「交通する権利は基本的人権である」ということ、管内は公共交通機関を利用している通院がきわめて困難な地域であることを踏まえ、自動車保有を積極的に認める姿勢を取っているとこのことである。

ての明文の規定はない、と回答された。

3 「この1年間の審査請求事案の傾向と分析について」

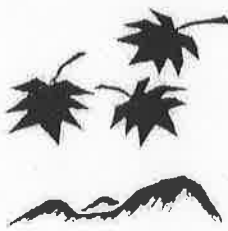


花園大学教授 吉永純さん

本報告は、2018年10月～2019年10月までの主な生活保護裁判及び審査請求の動向について紹介、事案の検討をするものであった。

まず、裁判の動向についてである。母子世帯の世帯認定をめぐる裁判で一番に続き名古屋高裁でも原告が勝訴し確定した（名古屋高判H30・12・12）。また、実施期間の過誤が原因で過小支給となっていた場合に原処分を取り消して保護費を支払った場合に、国賠請求において遅延損害金を認めた判決が出ている（京都地判H31・3・12）。さらに法63条の実施機関の過誤払いにおいて、東京地裁で保護利用者の請求を認容する判決が出ている（H31・4・17 被告控訴（東久留米市事件））。一方、同じく過誤払いにおいて、秋田県の事案について仙台高裁（H30・7・23 仙台高裁秋田支部判決）は全額返還を容認し最高裁（H31・4・26）も追認している。63・過誤払いの事案については一進一退の状況であると吉永氏は評価する。法78条では、最高裁は就労未申告収入を対象とする徴収金において基礎控除を認めなかった（最三小判H30・12・18）。加えて2013年からの基準引下げ処分取り消しを求め

る裁判は1000人を超える原告とな



つており、早ければ2020年春の名古屋地裁で初の判決が出される見込みであることも紹介された。

次に審査請求の動向についてである。保護費累積金による保護廃止事案では、累積金の使途等を直接本人に確認すべきとした大臣裁決(厚生労働大臣H30.9.19裁決)、保護費の使途は抽象的であつてもよく、より丁寧な聞き取りを求めた裁決(大阪府知事H31.4.15裁決)が出されており、累積金によって本人がどのような生活を作っていくかということについて、より丁寧なケースワークが重要性であることを吉永氏は強調した。また、障害年金の遡及受給金に関して、自立控除の聞き取りをせずに全額返還を求めた処分について真にやむを得ない理由により控除すべき費用であるかどうか検討してないとして取り消した例が続いている(大阪府知事R1.7.22裁決、京都府知事R1.8.22裁決)。後者裁決は、全額返還すべきという市本庁の指導について、一つの考慮要素に過ぎないものを過重に評価していると指摘している。その他「立入調査」(法第28条第1項)と通常の家庭訪問の違いを指摘して、法第28条第5項の停止の要件となる「立入調査」に対する拒否、妨げまたは忌避があつたとは認められないとした例(滋賀県知事R1.6.6裁決)、また、処分庁には加算対象者の需要発見を積極的に確認する努力をすべきとして、3ヶ月を超える遡及支給を認めた例(大阪府知事R1.7.1裁決)が注目されるという。さらに、2016年度から改正行政不服審査法が施行されて3年が経過しているが、2018年10月からの基準引下げに関して、審理員意見、審査会答申において、理由付記の不備を理由として原処分取消の意見や答申が出されていること



つて紹介された。以上のような裁判、審査請求の動向について紹介した上で、吉永氏は、裁判については一進一退だが、審査請求に関しては関西方面を中心に認容裁決が相次いでおり、変化の兆しが見えると評価している。加えて、この動向を踏まえ、行政不服審査請求をより今後活用していくべきであることを強調し、報告を締めくくった。

4 生活保護法改正要綱案(改訂版) 権利性が明確な『生活保障法』の制定を

弁護士 吉田雄大さん

まず報告冒頭に日弁連における生活保護法をめぐる議論の経緯について報告があり、かかる法改正の具体的な提案へと報告は続いた。

改正要綱案の五本柱として、

- ①権利性の明確化
- ②水際作戦を不可能にする制度的保障
- ③生活保護基準決定に対する民主的コントロール
- ④一歩手前の生活困窮に対する積極的支援
- ⑤ケースワーカーの増員と専門性の確保

を掲げたうえで各点の詳細説明がなされた。本分科会において最も議論がなされたのは、⑤のケースワーカーの増員と専門性の確保という点にあった

・資格を持ち合わせていない人がケースワーカーを目指した場合、学校等に通わなければならないことが予想されるが、その点に関しては考慮されているのか

・そもそも公務員現場における専門性とは何なのか

・国家資格は一つの要素でしかなく、この提案においては単純化されすぎである

・資格があるから解決というわけではない

といった指摘がなされた。

それらに対する回答は

・要綱案の作成過程において、そうした点についてはつきりとした深い議論がなされたわけではない

・というものであった。

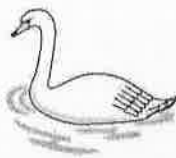
また、現職のケースワーカーの方々からも

・福祉職の若い人は、ペーパードライバーといわれるくらいの資格になってしまっている

・現場においては資格が最も重要なものではない

・一生懸命に業務に従事している人に機会を与えてほしい

といった意見が出されていた。



【第二分科会】生活保護の運動

利用者へ寄り添った生活保護の実現

第二分科会は福島県の奨学金事件と小田原市の取組みも題材に議論しましたが、その報告は前記「特別報告」と重なるため割愛し、尾藤弁護士の報告のみ掲載します。

「生活保護行政をよくするためのポイント」

弁護士 尾藤廣喜さん

第二分科会、3つ目の講演は全国生活保護裁判連絡会代表委員で弁護士の尾藤廣喜氏による「生活保護行政をよくするためのポイント」である。本報告では、生活保護制度の現状と課題を踏まえつつ、今後の生活保護行政改善のための手立てについてお話しして頂いた。

まず、生活保護の被保護人員は2015年3月の216万人をピークに減少しており、中間層に変化はなく、受給が増えているのは高齢者の割合だという現状が説明された。この要因については年金の問題が関係しており、年金を増額すれば高齢者の生活保護受給率は下がるとはならず、問題は現在の方針が政府は年金を減らす方向でいることだと指摘された。また、日本の餓死者の数の推移について、最近では世帯単位の「餓死」

「孤死」が増えており、二人でも声を上げられない現状が見られる。これは、1世帯あたりの平均所得額が減少傾向にあることが要因となっている。それに伴い、貯蓄ゼロ世帯も増加しており、2016年時点では二人世帯で3割を越え、一人世帯で4割を越えている。貧困率の年次推移を見ると、貧困率は減少傾向にあるように見えるが、これは貧困率自体が必ずしも下がっているというわけではない。所得の減少に伴い、貧困線自体が相対的に下がっているからだという。

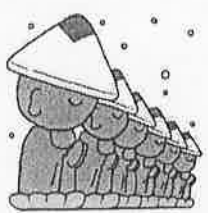
このように、保護行政が改善されず、貧困が深刻化している理由には、労働環境が悪化し非正規雇用の割合が増え、労働者への分配率が低下してきたことが挙げられる。特に深刻なことは女性の非正規雇用率の増加である。これは母子家庭の貧困・子どもの貧困に密に関わる。

生活保護制度運用と法制度上の問題は、生活保護を受けさせない「水際作

戦」、就労支援を厳しく行う「硫黄島作戦」、生活保護自体を知らせない、自立支援法の方に流して生活保護を受けさせない「沖合作戦」が後を絶たないことなど、様々な問題点が存在する。そして、不適正な運用、生活保護への世間のパッシングなどもあり、日本は外国と比べて捕提率が極めて低い。パッシングについては「生活保護パッシング」を政治家が主導して行っていたこともある。また、政府が生活保護給付水準を下げる政策で、更なる引き締めを行って、生活保護の受給は極めて厳しい状況にあると尾藤氏は述べた。

一方で、生活保護制度には問題点だけではなく、前進面もある。日弁連を中心に「生活保護法」から「生活保障法」への変更の提案、福島市の奨学金が収入認定された例など生活保護制度の違法な運用について裁判で勝利することによる制度の改善などがある。


これらの内容を踏まえた上で、生活保護行政を良くする運動のポイントとして、1つひとつの事例を大切にすることが挙げられる。福島市の例を徹底的に追求することによって全国的な改善にも繋がるという。また、尾藤氏は韓国の取り組みを例に挙げ、生活保護制度を抜本的に改正することにより、誰もが利用しやすい制度へ転換し、その結果劇的に受給率を上げたことをデータを用いて説明した。生活保護制度は利用者が利用しやすいようにすることが世界的な流れになっている。しかし、現在の日本は逆に生活保護利用者の範囲を狭めるような状況にあると尾藤氏は指摘した。



様式第7号 (第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2019年4月～2020年3月	
	支出先	生活保護問題対策全国会議	
	目的・内容・結果等	2019年度分 生活保護問題対策全国会議会費 (下元博司分) 生活保護問題対策全国会議会費 「生活保護問題対策全国会議」は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制を始めとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として活動しています。会員になることで、生活保護制度の法改正や全国の福祉事務の取り組み情報等の交換ができる。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	2019年4月～2020年3月 生活保護問題対策全国会議会費(下元博司分)	2,203
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数			枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 2, 2 0 3 円 也
内 容	2019年度分 生活保護問題対策全国会議会費 (下元博司分)
支 払 先	生活保護問題対策全国会議
支 払 年 月 日	2020年3月19日(木)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 振替払込により支払いのため領収証がありません。 支払額：計 2, 2 0 3 円 (会費 2, 0 0 0 円 払込手数料 203 円) ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄 様

2020年3月19日

依頼者氏名 下元 博司 印



上記のとおり支払ったことを証明します。

2020年3月19日

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄



振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	*00980	*9
	319553	
加入者名	生活保護問題対策全国会議	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 72000	
ご依頼人	おなまえ * 下元 博司 様	
料金	(消費税込み) 203 円	日 附 印 02-03-19 高知県庁内 郵便局
	備考	(64217) N94150001

この受領証は、大切に保管してください。

「生活保護問題対策全国会議」は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制を始めとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として活動しています。

【当会設立の趣旨】

ー日本中で蔓延している生活保護制度の違法・不当な運用ー

今、日本において、貧困と格差が急速に広がっています。

そのような時代だからこそ、生活保護制度は、憲法25条1項に規定された「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための最後セーフティネットとして重大な意義を持ち、また、有効に活用されなければなりません。

しかし、生活保護制度は、その違法・不当な運用が全国的に横行しているため、最後のセーフティネットとしての本来の機能を果たせていません。例えば、生活困窮者が福祉事務所の窓口を訪れても、生活保護の申請すら受け付けずに追い返してしまう窓口規制が行われています。また、生活保護を利用している人々には、理不尽な就労指導など、人としての尊厳を踏みにじるような厳しい締め付けが行われ、そのような指導に従わなかったことを理由に生活保護を打ち切られることもあります。

このような生活保護制度の違法・不当な運用により、生活保護制度を利用できなかった生活困窮者は、生命の維持すら脅かされることとなります。実際に、生活保護制度の利用を拒否された生活困窮者の餓死事件や自殺事件の報道は後を絶ちません。生活保護問題は人の命に直結する人権課題なのです。

ー生活保護制度の改悪ー

国は、財政難を口実に、生活保護費の削減を至上命題とした生活保護制度の改悪を押し進めています。具体的には、高齢加算の廃止、母子加算の段階的廃止、リバースモーゲージの導入、生活扶助基準の削減などの最低生活基準の切り下げ政策を相次いで打ち出しています。このような最低生活基準の切り下げは、憲法25条1項で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害し、また、急速に拡大している貧困と格差を追認・固定化するものであり、決して許されません。

ー生活保護問題と多重債務問題の関連性ー

生活保護制度における最低生活費以下の生活を強いられている生活困窮者の中には、多重債務を負っている人も少なくありません。そして、背景に貧困問題を抱えた多重債務者が、人としての尊厳ある生活を取り戻すためには、自己破産等による多重債務問題の解決だけでなく、生活保護制度などの社会保障制度を適切に活用し、安定した生活を確保することが不可欠です。その意味で、多重債務問題に取り組んできた人々が、生活保護問題にも取り組むことは大きな意義を持つのです。

【当会議の活動】

当会は、設立趣意に掲げた問題意識に立ち、全力を挙げて下記の活動に取り組みます。

- ① 貧困の実態に関する調査及び研究
- ② 生活保護制度に関する法令・判例・理論・実務の調査及び研究
- ③ 生活保護の申請・審査請求・裁判に関する実務経験の交流
- ④ シンポジウム、研究会、集会の開催
- ⑤ 弁護士会、司法書士会、民間支援団体等、貧困問題に取り組む諸団体との連携・交流
- ⑥ 宣伝及び国・地方自治体に対する諸要請活動
- ⑦ 書籍の執筆・出版
- ⑧ 生活困窮者間のネットワーク作りの支援

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 8日 (水)	
	支出先	(株)富士書房	
	目的・内容・結果等	都市問題 1月号	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	825
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領 収 書

日本共産党
高知市議団 様

2020年 / 月 8 日

¥ 825-

但し 都市問題 1月号 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
高知市本町4丁目1番46号
(株) 富士書房
代表取締役 五藤 栄一郎
TEL 873-3570
FAX 872-2141

請 求 書

日本共産党
高知市議団 様

¥ 825

株式会社 富士書房
五藤 栄一郎
高知市本町4-1-46
TEL 873-3570
FAX 872-2141

区分	金額	備考
前残		
今月分	825	
計		

振込先
四国銀行 帯屋町支店
普通預金 397474(株)富士書房

上記の通り請求いたします

令和 2 年 / 月 6 日

担当

住所 市役所 議会

納品書

156254

得意先 日本共産党 高知市議団
(0009) 001362 ()

様 2020 年 1 月 6 日
担当 0009

区分	商 品 名	号 数	冊 数	単 価	金 額
*	都市問題	02/01	1	825	825

備考 毎度有難う御座います。

株式会社 富士書房
高知市本町4-1-46
TEL 873-3570(代)

請求書

1

住所 市役所 議会
得意先 日本共産党 高知市議団 様

2020 年 1 月 6 日発行 001362
株式会社 富士書房
高知市本町4-1-46
TEL 873-3570(代)

月 日	商 品 名	冊 数	単 価	金 額
2020 1 6	*御入金[現金] 都市問題	1	825	825

前回請求高	御入金高	繰越残高	今回御買上高	今回御請求高	(担当)
825	825	0	825	825	

上記の通り御請求申し上げます。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 6日(月)	
	支出先	(株) 高新販売オリコミ社 本町販売所	
	目的・内容・結果等	高知新聞 12月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	3,877
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	3,877円
	領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

2019年12月分

日本共産党高知市議団 様



銘柄	部数	金額	備考
高知新聞	1	3,877	

株主名簿

*は軽減税率対象
 (8% 3,877円)
 (10% 0円)

合計金額

3,877円

(113) 34.00自振 領収日 2019年12月6日
 お問合せNo. 9465 (株)高知販売オリコミ社 本町販売所
 高知市本町3丁目2-15 TEL 882-2210



ご愛読いただきありがとうございます。上記金額領収致しました。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月7日(火)	
	支出先	全国地域人権運動総連合	
	目的・内容・結果等	新聞「地域と人権」 年12回 12部×210円=2,520円 (2019年4月～2020年3月分)	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	2,723
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

払 込 取 扱 票

振替払込請求書兼受領証

00		口座記号		口座番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
0	0	1	9	0	7										
						3	7	1	1	2	5			¥ 2520	
加入者名	全国地域人権運動総連合											料金		備考	
通信欄	新聞「地域と人権」紙代 として (2019年4月~2020年3月分) 〒 980-0870 高知市本町 5-1-45 ※ 日本共産党高知市議団 (ご連絡先電話番号 088-823-9404)											日			
依頼人	※ 日本共産党高知市議団 (ご連絡先電話番号 088-823-9404)											附			
	裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)											印			

口座記号番号	0	0	1	9	0	7		
加入者名	全国地域人権運動総連合							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥ 2520
ご依頼人	※ 日本共産党 高知市議団						様	
料金	(消費税込み) 日 附 印							
	円							
備考								

各票の※印欄は、ご依頼人様において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しく下さい。

この受領証は、大切に保管してください。



振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	1	9	0	7		
加入者名	全国地域人権運動総連合							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥ 2520
ご依頼人	※ 日本共産党 高知市議団						様	
料金	(消費税込み) 日 附 印							
	203 円							
備考	02-01-07 高知県庁内 郵便局 (64217) N94110009							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 2, 7 2 3 円也
内 容	新聞「地域と人権」 2019年4月～2020年3月分 及び振込手数料
支 払 先	全国地域人権運動総連合
支 払 年 月 日	2 0 2 0 年 1 月 7 日 (火)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他（下記のとおり） 振替払込請求書兼受領証で領収書が無い為
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 様 2 0 2 0 年 1 月 7 日 依頼者氏名 下本 文雄 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 2 0 2 0 年 1 月 7 日 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 	

2019年12月26日

請求書

日本共産党

高知市議団 様

〒116-0003

東京都荒川区南千住2-16-6

全国地域人権運動総連合

代表委員 丹波 正史



日頃より、私どもの機関紙「地域と人権」を御購読いただき、御礼申し上げます。2019年度分の、新聞「地域と人権」紙代につきまして、下記の通り御請求いたします。

合計 2,520円 (送料・税込み)

[内訳]

品名	数量	単価	金額	備考
新聞「地域と人権」	12部	210円	2,520円	(年12回)

※なお御送金につきましては、下記の口座へお振り込み願います。

取り扱い先	支店	普通口座	名義
みずほ銀行	稲荷町支店	1711925	全国地域人権運動総連合

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 8日(水)	
	支出先	高知市生活と健康を守る会	
	目的・内容 ・結果等	生活と健康を守る新聞 2019年10月～2020年3月分 300円×6=1,800円	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	1,800
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領 収 証

日本共産党高知市議員 様

No. _____

金額

¥ 1800

内 訳

現金 _____

小切手 /

手形 /

消費税額等(%) _____

消費税額等(%) _____

但此項は健康と生活新聞 2019.10~2020 ASCL2
2020年 / 月 日 上記正に領収いたしました

高知市長浜664-6 気 印紙
高知市生活と健康を守る会 高知市生活と健康を守る会



登録番号 _____

請 求 書

2019年12月13日

日本共産党高知市議会議員団 様

金 ¥1,800

生活と健康を守る新聞(300円)

2019年10月～2020年3月までの期間

上記金額を請求申し上げます。

毎回三ヶ月ごとに請求書を発行しています。年末です。よろしくお願いいたします。

役員に直接払う、または同封の郵便振替払込票をご利用いただくか、四国銀行口座(四国銀行桂浜通支店 普通 口座番号 5170027 高知市生活と健康を守る会 事務局 [redacted]にお振込みください。

郵便振替手数料が4月から値上げされました。

窓口利用での振替 130円 → 200円、ATM利用 80円 → 150円 となってバカになりません。四銀カードからだ、手数料いらないので、こちらの活用もよろしく。なお、四国銀行口座に振り込まれる場合は、ご本人名義でないと判別できなくなるおそれがありますので、ご注意ください。

また、請求金額と違った振り込み(前納とか一部払い等)の際は、担当[redacted]の携帯に電話・ショートメール、Email(下記)で内容をお知らせください。

高知市長浜664-6 [redacted]

高知市生活と健康を守る会

担当[redacted]の携帯電話は[redacted]です。

E-mail [redacted]

様式第7号(第6条関係)



活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月9日(木)	
	支出先	株式会社保健医療研究所	
	目的・内容・結果等	「いつでも元気」購読料(送料込み) 380円×12カ月=4,560円 2020年4月号～2021年3月号	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	4,560
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 4, 5 6 0 円 也
内 容	「いつでも元気」購読料 2020年4月号～2021年3月号
支 払 先	株式会社保健医療研究所
支 払 年 月 日	2 0 2 0 年 1 月 9 日 (木)
理 由	<p><input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり)</p> <p>振替払込請求書兼受領証で領収書が無い為</p>
<p>上記のとおり支払いましたので証明願います。</p> <p>会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p>代表者氏名 下本 文雄 様</p> <p>2 0 2 0 年 1 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">依頼者氏名 下本 文雄 </p>	
<p>上記のとおり支払ったことを証明します。</p> <p>2 0 2 0 年 1 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 下本 文雄 </p>	

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	1	4	0	10	高知払込 料金 若 貨 担
			7	5	6	5	0
加入者名	株式会社 保健医療研究所						
金額	千	百	十	万	千	百	十
				7	4	5	60
ご依頼人	日本共産党 高知市議団 下本 文雄 様						
料 金	日 附 印						
	02-01-09 高知県庁内 郵便局						
備 考	(64217) N94130020						

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

あなたと民医連をつなぐ月刊誌

いつでも元気

MIN-IREN

『いつでも元気』購読継続のお願い

平素は『いつでも元気』をご愛読いただき、誠にありがとうございます。編集部をはじめ、スタッフ一同、心からお礼申し上げます。

さて、定期購読していただいている『いつでも元気』の購読期間が、2020年3月号（2020年2月15日発行）にて満了となります。引き続きご購入いただきますよう、お願い申し上げます。

『いつでも元気』の個人購読につきましては、前納制を原則としています。引き続き購読される方は、同封した郵便振替用紙にて、2020年2月25日までにお振り込みいただきますよう、お願いいたします。

2月25日までにご入金がない場合は、誠に申し訳ありませんが、2020年3月号（2020年2月15日発行）をもちまして発送をいったん終了させていただきます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。振り込みが間に合わない場合、または、購読を終了される場合は、下記の担当者までご連絡いただければ幸いです。

購読料につきましては、以下のとおりです。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 購読料（送料込み）＝4,560円
（@380円×12ヵ月 2020年4月号～2021年3月号）

ご不明なところがございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

敬具

2020年1月6日

〒113-0034

東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター8F

(株)保健医療研究所

TEL:03-5842-5656

FAX:03-5842-5657

E-mail

様式第7号（第6条関係）

活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2020年 1月14日（火）	
	支出先	平和・民主・革新の日本をめざす高知県の会（高知県革新懇）	
	目的・内容・結果等	書籍購入 「地域・職場・青年革新懇全国交流会in兵庫記録集」 （全国革新懇発行）1冊 500円（税込み）	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細，積算の基礎等	金額（円）
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	「地域・職場・青年革新懇全国交流会in兵庫記録集」（税込み）	500
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 _____ / _____ 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

No. 44

日本共産党高知市支部 様 2020 年 1 月 14 日

金額						
			¥	500		

内
消費税等

但 革新懇全国交流会(高知市)記念冊

上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

HISAOO #779

〒780-0850 高知市丸ノ内2-1-10
高知城ホール3F

平和・民主・革新の日本をめざす高知県の会
(高知県革新懇)

TEL 088-875-3917

地域・職場・青年革新懇全国交流会 in 兵庫記録集
2019年10月19日・20日



—おもな内容—

■「問題提起と報告」

小田川義和さん（全労連議長）

■連帯あいさつ

小林 節さん（憲法学者）

福山 真劫さん（総がかり行動実行委員会共同代表）

ミサオ・レッドウルフさん（首都圏反原発連合）

■特別発言

岡野 八代さん（同志社大学教授）

志位 和夫さん（日本共産党委員長）

■全国各地・各分野からの発言

■「市民と野党の共闘」分散会の発言

■分科会の発言

○共闘

五十嵐 仁さん（法政大学名誉教授）

小田川義和さん（全労連議長）

穀田 恵二さん（日本共産党国会対策委員長）

畠田 宏治さん（関西学院大学法学部教授）

○職場交流会

生熊 茂実さん（日本金属製造情報通信労組顧問）

○青年交流会

石川 康宏さん（神戸女学院大学教授）

○ジェンダー平等を考える

三成 美保さん（奈良女子大学教授）

目次

地域・職場・青年革新懇全国交流会 in 兵庫 (2019年10月19日・20日) の記録

○開会あいさつ	全国革新懇代表世話人・翻訳家	池田香代子	5
○歓迎あいさつ	兵庫革新懇代表世話人	岡本 毅一	6
○運営あいさつ	憲法学者	小林 節	7
油断できない安倍改憲の危険	総がかり行動実行委員会共同代表	福山 真劫	9
今度こそ安倍政権打倒を	首都圏反原発連合 ミサオ・レッドワulf	小田川義和	11
安倍恐るるに足りず 新勢力も結集してたたかおう	同志社大学教授	岡野 八代	23
○問題提起と報告	全国革新懇代表世話人・全労連議長	志位 和夫	26
○特別発言	シエンダー平等社会は安倍政権を拒否する	小田川義和	15
「野党連立政権への道」をどうやって切り開くのか	全国革新懇代表世話人・日本共産党委員長	岡野 八代	23
○全体会発言	敗北を力に参院選勝利	鈴木 政隆	32
「草の根」の力で自己現職破る	秋田県革新懇事務局長	勝見 忍	34
参院選と県知事選で革新懇が果たした役割について	山形県労連議長	國分 博文	36
参院選高知徳島選挙区のとりのみの教訓と、高知県知事選の現状	若手県革新懇事務局長	佐藤 彰	38
共闘に希望が持てた、——市民と野党の「懇親会」開く	高知県革新懇常任代表世話人・日本共産党高知県委員会書記長	野本 春吉	40
川西革新懇の取り組みについて	東京・大田革新懇事務局長	吉岡 健次	41
人間の尊厳を求める「原発ゼロ」のたたかい「オールふくしま」への一点共同から	兵庫・川西革新懇事務局長	菅原 信正	44
「森友」問題、このまま終わらせることができない——現場からの報告	郡山市革新懇事務局長	喜多 徹信	46
大阪・憲法を行政に生かす財務の会世話人(元近畿財務局職員)	愛知・青年ネットAICHI共同代表	川村ミチル	50
明くる、前向きに、諦めない精神で	参院埼玉選挙区で立憲野党が議席を占め、県知事選でも勝利	加川 義光	51
野党連立政権めざし草の根革新懇運動をさらに元気に	さいたま市緑区革新懇世話人会代表	泉 敏裕	50
香川革新懇事務局長			

あいちトリエンナーレ企画展の再展を目指す取り組みと、革新・愛知の会の活動について

革新・愛知の会代表世話人 石川 勇吉

53

兵庫県での「市民と野党の共闘」の状況と「野党連合政権」にむけた展望

兵庫県革新代表世話人・日本共産党兵庫県委員長 松田 隆彦

55

日本地位協定の改正を訴える

沖繩革新代表世話人 仲山 忠克

57

自然が怒っている

原発なくそう・九州川内原発・文海原発訴訟団原告・福岡県革新代表世話人 中牟田 亨

58

◎閉会あいさつ

全国革新代表世話人・法政大学名誉教授 五十嵐 仁

60

◎「市民と野党の共闘」分散会

第1分散会 とつても刺激的な交流ができた「小さな分散会」

北海道革新代表世話人 小室 正範

62

第2分散会 各地の共同の前進、課題を活発に討論

東京革新代表世話人 今井 文夫

62

第3分散会 革新懇づくりの入り口は要求運動であることが深められた

神奈川革新代表世話人 齋田 道夫

63

第4分散会 革新懇運動が新しい段階に入り新たな変化をつくり出してきた

埼玉革新代表世話人 賢田 教秋

64

第5分散会 改憲への安倍の執念を軽視しない、あいちトリエンナーレを憲法蹂躪として重視しよう

千葉県革新代表世話人 柴田 英一

65

第6分散会 連合政権に向けてどう臨むか——私たちも変わることが求められる

革新・愛知の会事務局長 村上 俊雄

66

第7分散会 「市民と野党の共闘」が見えないことについての苦悶も——前進することに確信を持って

大阪革新代表世話人 大原 真

67

第8分散会 革新懇運動の出番、組織をもっと強く大きく

京都革新代表世話人 越智 薫史

68

◎「共闘」分科会

開会あいさつ 研究の対象から実践の課題となった統一戦線

コーディネーター 全国革新代表世話人・法政大学名誉教授 五十嵐 仁

70

共闘の時代の労働運動の課題

全国革新代表世話人・全労連議長 小田川 義和

72

「野党は共闘」から「野党は連合政権」へ

衆議院議員・日本共産党国会対策委員長・選対委員長 穀田 恵二

77

われわれの勝利の展望はどこにあるのか——2割の大量棄権層、3割の無関心層へのむきあい方

関西学院大学法学部教授 富田 宏治

81

まとめ 「市民と野党の共闘」の進化・発展

五十嵐 仁

87

◎職場交流会「安心して働ける職場と社会を——『働き方改革』と革新懇運動」

開会あいさつ 安倍政権「働き方改革」のねらい

全国革新代表世話人・日本大学名誉教授 牧野 富夫

96

問題提起 急増する職場のパワハラ 分断から連帯へ 立ち上がる労働者

安心して働ける三菱の職場、社会をー JMTU (全国金属機械情報通信労組) 顧問 生熊 茂美

非常勤職員の労働条件改善へ 労働組合とともにとりあむ 兵庫・三菱船舶革新懇代表世話人 河田 康雄

働きを、なかつたこと、にさせない 国の行政と職場に憲法を生かす会 (国公かながわ革新懇) 事務局長 難波武之助

労働組合の選挙闘争とりくみの挑戦 福祉保育労兵庫地本 上岡 美奈

まごめ いわて労運事務局長 中村 健

生熊 茂美 101

牧野 富夫 103

104

97 92

◎青年交流会

開会あいさつ 前神戸市議會議員 大前 雅裕

全国革新懇からの発言 日本民主青年同盟中央委員長・全国革新懇代表世話人 小山 農

基調報告 「政治と私」を学ぶ 仲間を増やそう 神戸女学院大学教授・全国革新懇代表世話人 石川 康宏

シンポジウム

やりたいことができる、成長できる場所が青年革新懇 愛知・青年ネットAICHI (青年革新懇) 共同代表 川村ミチル

青年革新懇はゆるくみんなが集まれる居場所 京都・HOMEはんなり (青年革新懇) 共同代表 野口亜津子

愛がある また行きたくなる ちゃんと伝わる会をめざして 神戸・憲法カフェCLUEメンバー 榎原 友紀

青年の要求とリアルな政治をていねいにつなごう 日本民主青年同盟兵庫県委員会副委員長 上園 隆

118 118 117 116

◎ジェンダー分科会

問題提起 全国革新懇代表世話人・弁護士 杉井 静子

講演 ジェンダーについて考える ～日本の常識は世界の非常識～ 奈良女子大学教授 シェンダー法学、ジェンダー史 三成 美保

121

124

◎文書発言

千葉県での「市民と野党の共闘」の前進について 千葉県革新懇代表世話人・日本共産党千葉県委員会副委員長 川副 邦明

小田川代表世話人の問題提起に則して 兵庫・西宮革新懇代表世話人 阿波角孝治

新座市での「市民と野党の共闘」について 埼玉県・新座革新懇事務局次長 綾部 健

職場革新懇運動の強化と発展を願って 大阪損保革新懇 野村 英隆

「野党共闘」から「野党連立政権」へ、神奈川革新懇の問題意識と努力の方向について 神奈川革新懇事務局次長 齋田 道夫

141 139 138 137 136

安倍政治を終わらせ 希望ある政治へ

野党連合政権めざす本気の「市民と野党の共闘」で 総選挙勝利を

地域・職場・青年革新懇全国交流会 in 兵庫記録集 (2019年10月19日・20日)

平和・民主・革新の日本をめざす全国の会 (全国革新懇)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-8 千駄ヶ谷尾澤ビル1階

TEL.03-6447-4334 FAX.03-3470-1185 <http://www.kakushinkon.org>

2019年12月10日 第1刷発行 頒価500円



よりよい日本をめざす人びとの広がりがわかり、勇気がわく新聞

全国革新懇ニュース

年間購読料 1,200円 + 郵送料

申し込み先 TEL.03-6447-4334

様式第7号(第6条関係)



活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 23日(木)	
	支出先	(一社)高知県農業会議	
	目的・内容・結果等	全国農業新聞購読料 2019年10月～2019年12月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	2,100
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 2, 1 0 0 円也
内 容	全国農業新聞購読料 2019年10月～2019年12月分
支 払 先	(一社) 高知県農業会議
支 払 年 月 日	2020年1月23日 (木)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり) 振替払込請求書兼受領証で領収書が無い為
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 様 2020年1月23日 依頼者氏名 下本 文雄 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 2020年1月23日 会 派 名 日本共産党高知市議団 代表者氏名 下本 文雄 	

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	* 0 1 6 6 0					* 8		通常払込 料金加入 客負担
						1 7 9 9		
加入者名	* (一社)高知県農業会議							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
	* 2 1 0 0							
ご依頼人	* 日本共産党 高知市議団 様							
料金					日 附 印			
					02-01-23 高知県庁内 郵便局			
備考					(64217) N94130007			

この受領証は、大切に保管してください。